

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月25日
【事業年度】	第171期(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)
【会社名】	株式会社日清製粉グループ本社
【英訳名】	NISSHIN SEIFUN GROUP INC.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大枝宏之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目25番地
【電話番号】	東京(03)5282-6610
【事務連絡者氏名】	経理・財務本部経理部長 鈴木栄一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目25番地
【電話番号】	東京(03)5282-6610
【事務連絡者氏名】	経理・財務本部経理部長 鈴木栄一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第167期	第168期	第169期	第170期	第171期
決算年月		平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
売上高	(百万円)	424,156	441,963	455,566	495,930	526,144
経常利益	(百万円)	27,839	26,132	24,742	25,579	25,544
当期純利益	(百万円)	14,187	13,326	13,688	15,098	16,036
包括利益	(百万円)	12,503	17,962	23,945	23,936	50,988
純資産額	(百万円)	285,249	298,798	317,436	334,092	378,715
総資産額	(百万円)	389,418	431,956	461,851	471,039	549,307
1株当たり純資産額	(円)	927.25	969.19	1,027.95	1,079.82	1,218.49
1株当たり当期純利益	(円)	47.18	44.33	45.53	50.21	53.28
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	47.18	-	-	50.19	53.22
自己資本比率	(%)	71.6	67.5	66.9	68.9	66.8
自己資本利益率	(%)	5.1	4.7	4.6	4.8	4.6
株価収益率	(倍)	16.80	18.66	23.22	20.53	26.54
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	34,856	26,078	34,479	25,058	25,107
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	16,067	15,244	23,854	1,797	43,636
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	6,373	6,134	4,587	5,072	4,331
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	42,087	46,387	53,249	72,685	59,897
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	(名)	5,452 [1,825]	5,582 [1,893]	5,765 [1,883]	5,650 [1,940]	6,146 [2,073]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 第167期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。なお、これによる影響はありません。
- 平成25年10月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。また、平成26年10月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。これに伴い、第167期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
- 第168期、第169期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第167期	第168期	第169期	第170期	第171期
決算年月		平成23年 3月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月
売上高	(百万円)	25,034	22,886	32,418	20,597	16,744
経常利益	(百万円)	13,164	11,739	20,981	10,067	6,536
当期純利益	(百万円)	12,864	13,604	20,980	10,274	6,811
資本金	(百万円)	17,117	17,117	17,117	17,117	17,117
発行済株式総数	(千株)	251,535	251,535	251,535	276,688	304,357
純資産額	(百万円)	221,159	233,342	254,095	260,754	279,540
総資産額	(百万円)	237,180	255,029	278,192	284,844	311,028
1株当たり純資産額	(円)	734.89	775.28	844.15	865.87	927.06
1株当たり配当額	(円)	20.00	20.00	20.00	20.00	22.00
(内、1株当たり中間配当額)	(円)	(10.00)	(10.00)	(10.00)	(10.00)	(10.00)
1株当たり当期純利益	(円)	42.77	45.24	69.77	34.16	22.63
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	42.77	-	-	34.14	22.60
自己資本比率	(%)	93.2	91.4	91.3	91.5	89.8
自己資本利益率	(%)	5.9	6.0	8.6	4.0	2.5
株価収益率	(倍)	18.53	18.29	15.15	30.18	62.48
配当性向	(%)	38.6	36.5	23.7	50.8	93.2
従業員数	(名)	276	298	299	305	298
[外、平均臨時雇用者数]		[16]	[20]	[22]	[24]	[27]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 第167期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。なお、これによる影響はありません。
- 平成25年10月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。また、平成26年10月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。これに伴い、第167期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。第171期の1株当たり配当額は、中間配当額を平成26年10月1日付株式分割前の10円00銭、期末配当額を当該株式分割後の12円00銭とし、年間配当額は単純合計額である22円00銭として記載しております。なお、株式分割後換算の第171期の1株当たり年間配当額は21円09銭相当となります。また、平成25年10月1日付株式分割前から1株所有している場合の第171期の1株当たりの年間配当額は25円52銭相当となります。
- 第168期、第169期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【沿革】

当社の前身は、明治33年小麦粉の製造及び販売を主な事業目的として創立された館林製粉株式会社で、明治41年日清製粉株式会社を合併し、社名を日清製粉株式会社と改めました。

その後、多くの工場の新設、買収又は合併を行って経営規模を拡大し順調な発展を続けました。戦後は工場設備の充実合理化を進めるとともに事業の多角化にも取り組み、加工食品、配合飼料、ペットフード、医薬品、エンジニアリングなどの事業を加えた企業グループを形成してまいりました。

平成13年7月には「製粉」「食品」「配合飼料」「ペットフード」「医薬」の各事業を分社し、各事業会社の株式を100%保有する持株会社(株式会社日清製粉グループ本社)となり、新しいグループ体制に移行しました。

年月	事項
明治33年10月	群馬県館林町(現 館林市)に「館林製粉株式会社」創立。
明治41年2月	日清製粉株式会社を合併し、社名を「日清製粉株式会社」に改める。
大正15年2月	鶴見工場完成。
昭和9年	「日本篩絹株式会社」(株式会社NBCメッシュテックの前身)を設立。
昭和24年	第2次大戦で罹災した工場の復旧、増設をほぼ完了。
昭和24年5月	東京証券取引所に株式を上場。
昭和36年2月	直系会社「日清飼料株式会社」より配合飼料の製造、研究部門を譲受け。
昭和38年9月	埼玉県大井町(現 ふじみ野市)に「中央研究所」完成、本社や大阪の研究所を集結。
昭和40年7月	「日清長野化学株式会社」の全株式を取得し、同社の社名を「日清化学株式会社」に改める。
昭和40年10月	直系会社「日清フーズ株式会社」よりプレミックス類の製造、研究部門を譲受け。
昭和41年12月	米国のDCA Food Industries Inc.との共同出資により「日清ディー・シー・エー食品株式会社」(日清テクノミック株式会社に商号変更)を設立。
昭和43年2月	名古屋工場内に食品工場完成。
昭和45年10月	「日清ペット・フード株式会社」を設立。
昭和47年4月	「日清エンジニアリング株式会社」を設立。
昭和53年4月	「フレッシュ・フード・サービス株式会社」を設立。
昭和62年10月	「日清フーズ株式会社」、「日清化学株式会社」を吸収合併。
昭和63年3月	タイ国において合弁会社「Thai Nisshin Seifun Co.,Ltd.」を設立。平成元年1月より操業開始。
平成元年9月	カナダの製粉会社「Rogers Foods Ltd.」を買収。
平成元年10月	「中央研究所第二研究所」を栃木県西那須野町(現 那須塩原市)に移転し、「那須研究所」と改称。
平成2年9月	千葉製粉工場Dミル増設。
平成3年8月	タイ国において合弁会社「Nisshin-STC Flour Milling Co.,Ltd.」を設立。平成5年3月より操業開始。
平成6年9月	東灘製粉工場Cミル増設。
平成8年4月	杏林製薬株式会社との合弁会社「日清キョーリン製薬株式会社」の運営開始(平成20年10月に合弁パートナーである杏林製薬株式会社と合併)。
平成8年10月	米国において「Medallion Foods, Inc.」を設立。
平成9年10月	新たに設立した「日清フーズ株式会社」に冷凍食品事業を移管。
平成10年3月	本店を東京都千代田区に移転。
平成11年4月	「日清テクノミック株式会社」を吸収合併。
平成11年10月	「株式会社三幸」に経営参加。
平成13年7月	全事業を分社し、持株会社「株式会社日清製粉グループ本社」と事業会社「日清製粉株式会社」「日清フーズ株式会社」「日清飼料株式会社」「日清ペットフード株式会社」「日清ファルマ株式会社」の新しい体制に移行。
平成14年4月	中国において「青島日清製粉食品有限公司」を設立。
平成14年10月	「日清製粉株式会社」鶴見工場Gミル増設。
平成15年4月	「オリエンタル酵母工業株式会社」の株式を追加取得し連結子会社化。
平成15年10月	「日清飼料株式会社」と丸紅飼料株式会社との経営統合による「日清丸紅飼料株式会社」(持分法適用関連会社)の運営開始。
平成16年3月	「イニシオフーズ株式会社」を設立。
平成16年12月	「Rogers Foods Ltd.」はカナダのチリワック市に新製粉工場を竣工。
平成17年7月	中国において「新日清製粉食品(青島)有限公司」を設立。平成19年4月より工場本格稼働。

年月	事項
平成17年10月 平成17年11月	「イニシオフーズ株式会社」が「株式会社三幸」を吸収合併。 中国において株式会社ニチレイとの合併会社「錦築(煙台)食品研究開発有限公司」を設立。平成18年10月から運営開始。
平成19年6月 平成20年1月 平成20年2月	「新日清製粉食品(青島)有限公司」が「青島日清製粉食品有限公司」を吸収合併。 タイ国において「Thai Nisshin Technomic Co.,Ltd. R&D Office Center & Sales Office」を開設。 中国において「東酵(上海)商貿有限公司」(日清製粉東酵(上海)商貿有限公司に商号変更)を設立。
平成20年9月	「日清製粉株式会社」東灘工場D・Eミル増設。
平成21年7月	「日清フーズ株式会社」館林工場プレミックライン増設。
平成22年12月	連結子会社「オリエンタル酵母工業株式会社」及び「株式会社NBCメッシュテック」に対し、公開買付け等を実施し、100%子会社化。
平成23年5月	「阪神サイロ株式会社」の株式を追加取得し連結子会社化。
平成24年1月	インドにおいて「Oriental Yeast India Pvt.Ltd.」を設立。
平成24年3月	米国の製粉会社「Miller Milling Company,LLC」を買収。
平成24年10月	「日清製粉プレミックス株式会社」を設立。
平成24年11月	群馬県館林市に「製粉ミュージアム」を開設。
平成24年12月	「トオカツフーズ株式会社」の株式を取得。(持分法適用関連会社)
平成25年2月	ニュージーランドの製粉事業を取得し、「Champion Flour Milling Ltd.」として運営開始。
平成25年4月	インドネシアにおいて「PT.Indonesia Nisshin Technomic」の事業を本格的に開始。
平成25年6月	ベトナムにおいて「Vietnam Nisshin Seifun Co.,Ltd.」を設立。平成26年10月より操業開始。
平成26年2月	「日清製粉株式会社」福岡工場稼働。
平成26年5月	「Miller Milling Company,LLC」が米国の製粉4工場を取得。
平成26年6月	トルコにおいて丸紅株式会社及びNuh'un Ankara Makarnasi Sanayi Ve Ticaret A.S.との合併会社「Nisshin Seifun Turkey Makarna Ve Gida Sanayi Ve Ticaret A.S.」を設立。

3【事業の内容】

当社グループ(当社、連結子会社47社及び持分法適用会社10社)の主な事業内容と、各関係会社等の当グループの事業に係わる位置付け、及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、事業内容の区分は「第5 経理の状況 1 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

(1) 製粉事業

日清製粉(株)(連結子会社)は小麦粉及びびふすま(副製品)を製造し、特約店を通じて販売しております。フレッシュ・フード・サービス(株)(連結子会社)は主として冷凍食品及びその原材料の販売と小麦粉関連の商材を用いた飲食店経営を行っており、日清製粉(株)から関連商材及び一部小麦粉を仕入れております。ヤマジヨウ商事(株)(連結子会社)及び石川(株)(持分法適用会社)は日清製粉(株)の特約店であります。なお、石川(株)は日清製粉(株)に包装資材の販売も行っております。

アメリカのMiller Milling Company,LLC(連結子会社)、カナダのRogers Foods Ltd.(連結子会社)及びタイのNisshin-STC Flour Milling Co.,Ltd.(連結子会社)は、小麦粉の製造を行い、北米及びアジアにて販売を行っております。ニュージーランドのChampion Flour Milling Ltd.(連結子会社)はニュージーランドにて小麦粉の製造・販売を行っております。

(2) 食品事業

日清フーズ(株)(連結子会社)はプレミックス等を製造・販売し、日清製粉(株)から仕入れる家庭用小麦粉、外部の取引先から仕入れる冷凍食品等の加工食品を販売しております。日清製粉プレミックス(株)(連結子会社)はプレミックスを製造・販売しております。マ・マーマカロニ(株)(連結子会社)は日清製粉(株)が製造する小麦粉を主原料として、パスタを製造し、日清フーズ(株)が販売しております。イニシオフーズ(株)(連結子会社)は惣菜・冷凍食品の製造・販売及びデパート等の直営店舗の経営を行っております。大山ハム(株)(連結子会社)は食肉加工品の製造・販売を行っております。

タイのThai Nisshin Technomic Co.,Ltd.(連結子会社)はプレミックスの製造を行い、東南アジアにて販売しております。中国の新日清製粉食品(青島)有限公司(連結子会社)はプレミックスの製造を行い、中国にて販売しております。インドネシアのPT.Indonesia Nisshin Technomic(連結子会社)は東南アジアにてプレミックスの販売を行っております。アメリカのMedallion Foods,Inc.(連結子会社)はパスタ、タイのThai Nisshin Seifun Co.,Ltd.(連結子会社)はパスタソース・冷凍食品、Vietnam Nisshin Seifun Co.,Ltd.(連結子会社)はパスタソースの製造を行い、主として日清フーズ(株)が輸入・販売をしております。なお、平成26年6月、トルコにパスタ等の製造・販売を行うNisshin Seifun Turkey Makarna Ve Gida Sanayi Ve Ticaret A.S.(連結子会社)を設立しました。

オリエンタル酵母工業(株)(連結子会社)は製菓・製パン用資材、生化学製品等の製造・販売及びライフサイエンス事業を行っております。

日清ファルマ(株)(連結子会社)は健康食品・医薬品等を製造・販売しております。

トオカツフーズ(株)(持分法適用会社)は弁当・惣菜等調理済食品の製造・販売を行っております。

(3) その他事業

日清ペットフード(株)(連結子会社)はペットフードを製造・販売しております。

日清エンジニアリング(株)(連結子会社)は穀類・食品・化学製品等の生産加工設備の設計・工事の請負・監理、粉体機器の製作・販売及び粉体加工事業を行っており、一部当社グループの工事の請負等をしております。

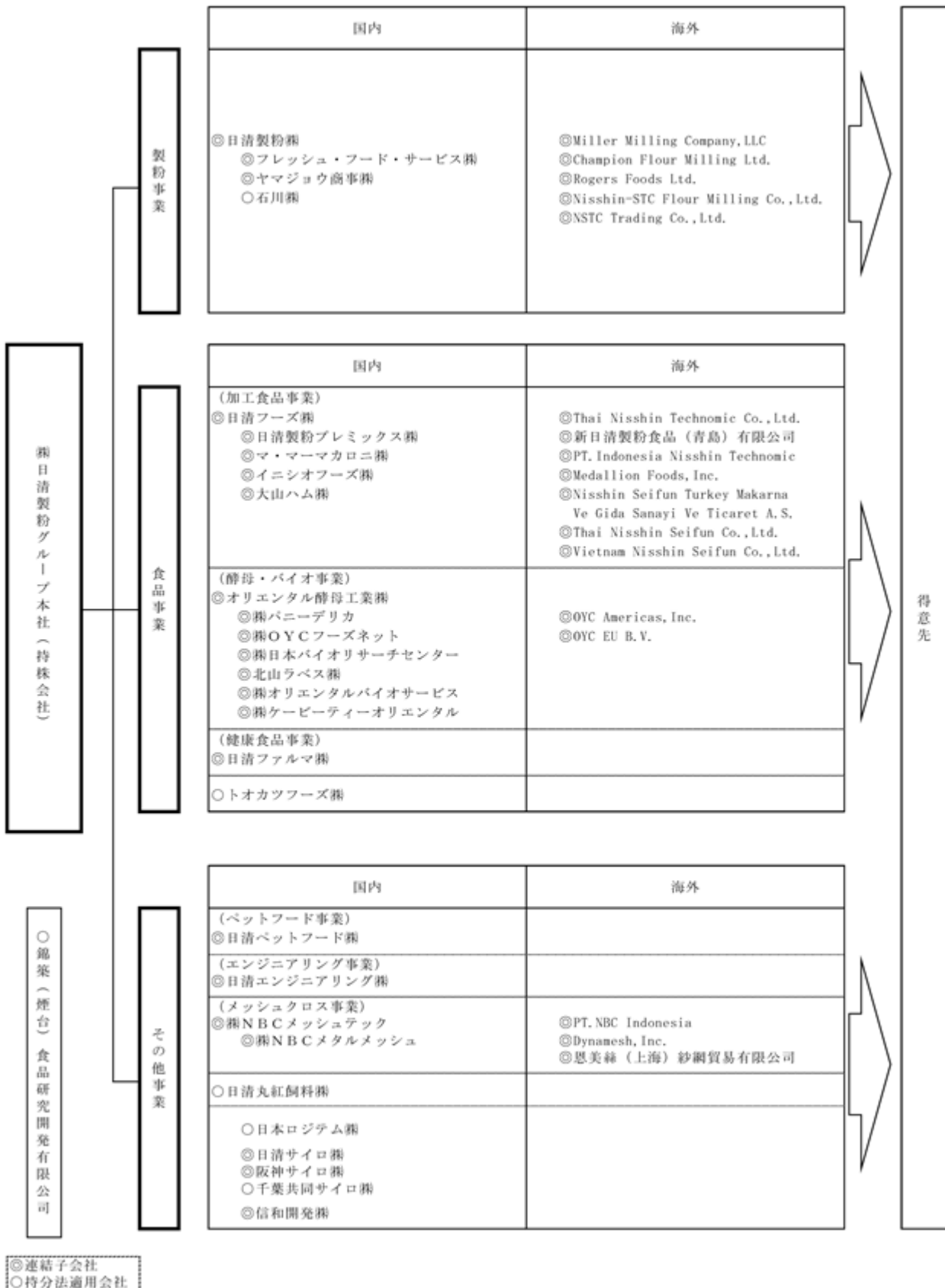
(株)NBCメッシュテック(連結子会社)はメッシュクロス及び成形フィルターの製造・販売を行っております。

日清丸紅飼料(株)(持分法適用会社)は配合飼料を製造・販売しております。

日本ロジテム(株)(持分法適用会社)は貨物自動車運送事業・倉庫業等を営んでおり、一部当社グループ製品の輸送・保管を行っております。日清サイロ(株)(連結子会社)、阪神サイロ(株)(連結子会社)及び千葉共同サイロ(株)(持分法適用会社)は穀物の荷役保管業務を行っております。信和開発(株)(連結子会社)はスポーツ施設の経営をしております。

以上の当社グループの状況について、事業系統図を示すと次のとおりであります。

(事業系統図)



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容	
					役員の兼任等	その他
(連結子会社)						
日清製粉(株)	東京都千代田区	14,875	小麦粉の製造・販売	100.0	兼任 6人 出向 2人 転籍 5人	運転資金等の一部貸付 当社が事業用地、建物 及び事務所を賃貸
Miller Milling Company, LLC	アメリカ ミネソタ州	86	小麦粉の製造・販売	100.0 (100.0)	兼任 2人	なし
Champion Flour Milling Ltd.	ニュージーランド オークランド市	3,491	小麦粉の製造・販売	100.0 (75.0)	兼任 1人	なし
日清フーズ(株)	東京都千代田区	5,000	パスタ類、家庭用小麦 粉、冷凍食品等の販 売、プレミックスの製 造・販売	100.0	兼任 5人 出向 2人 転籍 4人	運転資金等の一部貸付 当社が事業用地、事務 所を賃貸
日清製粉プレミックス(株)	東京都中央区	400	プレミックスの製造・ 販売	100.0 (100.0)	兼任 1人 出向 2人	当社が事業用地、事務 所を賃貸
マ・マーマカロニ(株)	栃木県宇都宮市	350	パスタの製造・販売	68.1 (53.1)	兼任 1人 出向 1人	なし
イニシオフーズ(株)	東京都千代田区	487	惣菜・冷凍食品の製 造・販売、デパート等 の直営店舗の経営	100.0 (63.0)	兼任 2人 出向 2人	運転資金の一部貸付 当社が事務所を賃貸
オリエンタル酵母工業(株)	東京都板橋区	2,617	製菓・製パン用資材、 生化学製品等の製造・ 販売及びライフサイエ ンス事業	100.0	兼任 3人 転籍 1人	運転資金の一部貸付
日清ファルマ(株)	東京都千代田区	2,689	健康食品・医薬品等の 製造・販売	100.0	兼任 4人 出向 2人 転籍 2人	運転資金等の一部貸付 当社が事務所を賃貸
日清ペットフード(株)	東京都千代田区	1,315	ペットフードの製造・ 販売	100.0	兼任 4人 出向 2人 転籍 2人	運転資金の一部貸付 当社が建物、事務所を 賃貸
日清エンジニアリング(株)	東京都中央区	107	食品生産設備等の設 計・工事請負・監理及 び粉体機器の販売	100.0	兼任 3人 出向 2人 転籍 4人	当社が事務所を賃貸
(株)NBCメッシュテック	東京都日野市	1,992	メッシュクロス、成形 フィルターの製造・販 売	100.0	兼任 1人 出向 1人 転籍 3人	運転資金の一部貸付
その他35社						
(持分法適用会社)						
日清丸紅飼料(株)	東京都中央区	5,500	配合飼料の製造・販売	40.0	兼任 2人 出向 1人 転籍 3人	当社が事業用地、建物 を賃貸
トオカツフーズ(株)	神奈川県横浜市 港北区	100	弁当・惣菜等調理済食 品の製造・販売	49.0	兼任 2人 出向 1人	借入金に対し当社が担 保を差入
日本ロジテム(株)	東京都品川区	3,145	貨物自動車運送事業・ 倉庫業等	25.6 (20.5)	出向 1人	なし
その他7社						

- (注) 1 日清製粉(株)、Champion Flour Milling Ltd.、日清フーズ(株)、オリエンタル酵母工業(株)、日清ファルマ(株)、(株)NBCメッシュテック、Nisshin-STC Flour Milling Co.,Ltd.、Nisshin Seifun Turkey Makarna Ve Gida Sanayi Ve Ticaret A.S.及びPT.NBC Indonesiaは特定子会社であります。なお、Nisshin-STC Flour Milling Co.,Ltd.、Nisshin Seifun Turkey Makarna Ve Gida Sanayi Ve Ticaret A.S.及びPT.NBC Indonesiaは、(連結子会社)その他に含まれております。
- 2 日本ロジテム(株)は、有価証券報告書を提出しております。
- 3 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

- 4 売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)が連結売上高の10%を超える連結子会社の「主要な損益情報等」は次のとおりであります。

会社名	売上高 (百万円)	経常利益 (百万円)	当期純利益 (百万円)	純資産額 (百万円)	総資産額 (百万円)
日清製粉(株)	183,398	6,826	4,438	64,332	138,235
日清フーズ(株)	135,942	4,078	2,603	27,942	59,467
オリエンタル酵母工業(株)	61,072	3,439	2,410	15,793	35,084

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成27年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(名)
製粉	1,563 [93]
食品	3,508 [1,541]
その他	701 [378]
全社(共通)	374 [61]
合計	6,146 [2,073]

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

(平成27年3月31日現在)

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
298 [27]	42.2	18.0	8,704,397

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3 提出会社従業員は、全て「全社(共通)」に属しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、日清製粉労働組合等が組織されております。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当期につきましては、政府の景気対策や日本銀行の金融緩和政策等の効果もあり、円安・株高が継続し、企業業績や雇用・所得環境が改善するなど、消費マインドは持ち直してきており、緩やかな景気回復の動きがみられました。一方、原材料価格の上昇や電気料金の高止まり等、内需型企業においては、厳しい状況が継続しております。このような状況の中、当社グループは、各事業において市場の活性化に向け積極的な新製品の上市・拡販に取り組むとともに、国内外で事業基盤強化に努めました。国内では、製粉事業において臨海大型工場への生産集約を進め、コスト競争力強化を推進し、食品事業においては、冷凍パスタの生産・供給体制強化のための冷凍食品新工場建設を進めました。海外では、米国での製粉4工場買収、ベトナムの調理加工食品工場稼働、トルコのパスタ工場建設等、各施策が順調に進捗しました。

これらの結果、売上高は海外事業の拡大及び国内外での拡販により、5,261億44百万円（前期比106.1%）となりました。一方、利益面では、全社的なコスト削減に取り組みましたが、原材料コストの上昇、拡販施策費の増加及び製粉福岡工場の減価償却費の増加等により、営業利益は204億76百万円（前期比91.9%）、経常利益は255億44百万円（前期比99.9%）、当期純利益160億36百万円（前期比106.2%）となりました。

なお、当社は、平成26年10月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行いました。当期の年間配当におきましては、株式分割に伴う1株当たりの配当金の調整は行わず、期末配当総額を増加させ実質増配とするほか、さらに期末配当を2円増額して、1株当たり22円といたしました。

セグメント別の営業概況は次のとおりです。

製粉事業

製粉事業につきましては、消費税率引上げによる需要の変動等の影響はありましたが、積極的な拡販施策を実施し、新規顧客の獲得を進めた結果、国内業務用小麦粉の出荷は前年を上回りました。

生産・物流面では、引き続き生産性向上及び固定費削減等の取組みを推進するとともに、臨海大型工場への生産集約を進めております。九州地区では、昨年5月に福岡工場が本格稼働するとともに、内陸部の筑後工場、鳥栖工場を閉鎖し、生産集約を完了しました。中部地区では、知多工場の新ライン増設工事を進め、本年5月に稼働しております。また、関西地区では、本年4月に東灘工場に隣接する阪神サイロ(株)の原料小麦サイロ収容力25%増設工事が完了し、従来以上に需要に即した原料小麦の確保と保管及び安定供給を実現する体制が整いました。さらに、関東地区でも、平成28年6月稼働予定で、鶴見工場の原料小麦サイロ収容力25%増設工事に着手しました。

副製品であるふすまにつきましては、価格は軟調に推移しました。

海外事業につきましては、昨年5月、米国の子会社であるMiller Milling Company, LLCが米国内において製粉4工場を買収し、同社の工場数は6工場となり、全米で第4位の製粉会社へと躍進しました。これにより、ニュージーランド、カナダ、タイを加えた製粉事業の海外生産能力比率は約50%に拡大しました。

この結果、製粉事業の売上高は2,373億27百万円（前期比114.2%）となりましたが、営業利益は、海外子会社の貢献があったものの、国内の拡販施策費の増加、福岡工場の減価償却費の増加等により76億11百万円（前期比81.1%）となりました。

食品事業

加工食品事業につきましては、家庭用では、生活者の個食化・簡便化等のニーズに対応した新製品の投入、新しい食シーンの提案、テレビCMを中心とした広告宣伝活動の展開など、消費を喚起する施策を積極的に実施しました。また、業務用では、顧客ニーズに合わせた新製品の投入、新規顧客獲得に向けた積極的な提案活動を実施しました。これらにより冷凍食品、パスタソース等の出荷が好調に推移し、加工食品事業の売上は前年を上回りました。中食・惣菜事業につきましては、商品開発力強化による新規顧客の獲得や量販店向け惣菜の出荷拡大施策の推進等により、売上は前年を上回りました。海外事業につきましては、成長を続ける中国・東南アジア市場を中心に新規顧客の獲得に向けた積極的な商品提案に努めましたが、タイの政情不安をはじめとした販売環境の変動等もあり、売上は前年を下回りました。なお、円安や相場高騰による原材料コストの上昇等を受け、本年1月にパスタの価格改定を実施しました。また、冷凍食品、パスタソース、プレミックスにつきましても、本年3月に価格改定を実施しました。生産面では、更なる製品安全対策の強化を推進しました。また、コスト競争力を強化するとともにグローバルな最適立地を見据えた新たな生産体制の構築に取り組みました。ベトナムのVietnam Nisshin Seifun Co., Ltd.では、昨年10月より、パスタソース等の調理加工食品工場が稼働し、タイのThai Nisshin Technomic Co., Ltd.では、昨年末に業務用プレミックスの生産能力を25%増強しました。また、昨年6月にトルコに新設した合弁会社Nisshin Seifun Turkey Makarna Ve Gida Sanayi Ve Ticaret A.S.において、パスタ工場の建設を進め、本年5月に稼働しております。国内においても、市場が拡大する冷凍パスタ

の生産・供給体制を一層強化するため、マ・マーマカロニ(株)神戸工場の冷凍食品新工場の建設に取り組み、本年5月に稼働しております。

酵母・バイオ事業の酵母事業につきましては、主力のイーストは前年並みとなりましたが、総菜等が伸び悩み、売上げは前年を下回りました。バイオ事業につきましては、診断薬原料等の売上増により、売上げは前年を上回りました。

健康食品事業につきましては、積極的な販売促進施策により消費者向け製品の販売が好調に推移し、また、医薬品原薬につきましても出荷が回復し、売上げは前年を上回りました。

この結果、食品事業の売上高は2,449億41百万円（前期比100.8%）と、前年を上回りましたが、営業利益は、原材料コストの上昇、国内の拡販施策費の増加等により97億28百万円（前期比96.8%）となりました。

その他事業

ペットフード事業につきましては、積極的な新製品の投入やテレビCMの実施など拡販に努めた結果、プレミアムペットフード等の出荷が好調に推移し、売上げは前年を上回りました。

エンジニアリング事業につきましては、主力のプラントエンジニアリングは堅調に推移しましたが、グループ内の大型戦略案件の比重が高まり、グループ外部向け売上げは前年を下回りました。

メッシュクロス事業につきましては、太陽光パネル等に使用されるステンレスメッシュクロスの出荷が増加し、また、自動車部品向け等の化成品も好調に推移した結果、売上げは前年を上回りました。

この結果、その他事業の売上高は438億74百万円（前期比97.1%）、営業利益は35億40百万円（前期125.1%）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前当期純利益254億27百万円、減価償却費147億47百万円等による資金増加が、たな卸資産の増加等による運転資金の増加及び法人税等の支払等の資金減少を上回ったことにより、当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは251億7百万円の資金増加となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

3ヶ月を超える定期預金及び有価証券の運用による預入・取得が満期・償還を上回ったことによる27億91百万円の資金減少に加え、米国における製粉4工場の取得に221億87百万円、及び有形及び無形固定資産の取得に190億9百万円を支出したこと等により、当連結会計年度の投資活動によるキャッシュ・フローは436億36百万円の資金減少となりました。

以上により、当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローから投資活動によるキャッシュ・フローを差し引いたフリー・キャッシュ・フローは、185億29百万円の資金減少となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

株主の皆様への利益還元といたしまして、配当に54億72百万円を支出しましたが、長期及び短期借入金の借入れによる収入が返済による支出を89億42百万円上回ったこと等により、当連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは43億31百万円の資金増加となりました。

上記のとおり、当連結会計年度は、繰り越した現金及び現金同等物や営業活動により増加した資金を、米国における製粉4工場の取得や戦略的な設備投資に投入するとともに、株主の皆様への利益還元として配当に充当いたしました。これにより、当連結会計年度末の現金及び現金同等物残高は、前連結会計年度末比127億88百万円減少し、598億97百万円となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	増減率(%)
	金額(百万円)	金額(百万円)	
製粉	198,748	226,441	13.9
食品	122,073	122,638	0.5
その他	23,115	23,572	2.0
合計	343,937	372,652	8.3

(注) 1 金額は、期間中の平均販売価格等により算出してあり、セグメント間の取引については相殺消去してあります。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

重要な受注生産を行っておりませんので、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	増減率(%)
	金額(百万円)	金額(百万円)	
製粉	207,752	237,327	14.2
食品	243,007	244,941	0.8
その他	45,171	43,874	2.9
合計	495,930	526,144	6.1

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去してあります。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
三菱商事(株)	63,256	12.8	64,907	12.3

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

主要な原材料価格及び販売価格の変動については「1 業績等の概要」に記載しております。

3【対処すべき課題】

国内の食品業界におきましては、人口減少による市場縮小、円安を背景とした輸入原材料価格の上昇等、事業環境は厳しさを増しており、さらにはTPP（環太平洋経済連携協定）やEPA（経済連携協定）等の国際貿易交渉の結果いかんでグローバル競争が加速されることが予想されます。

そのような中、当社グループは、引き続き国民の主要食糧である小麦粉等の安定供給を確保し、各事業におきまして安全・安心な製品をお届けするという使命を果たすとともに、新経営計画で策定した戦略にスピーディーに取り組み、事業の成長を図ってまいります。

また、本年6月から適用されている「コーポレートガバナンス・コード」につきましても、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、積極的に対応してまいります。

(1) 国内事業戦略

製粉事業におきましては、引き続き製品の安定供給に努めるとともに、お客様のニーズを的確にとらえた製品の開発や価値営業を推進し、お客様との関係を一層強化してまいります。また、コスト競争力強化策として、臨海大型工場への生産集約に取り組んでおり、昨年5月に福岡工場が本格稼働し九州地区の生産集約が完了したことに続き、中部地区でも知多工場の新ライン増設工事を進め、本年5月に稼働しております。さらに、原料小麦の保管及び安定供給の更なる推進を目指し、原料小麦サイロの収容能力増強にも取り組んでおり、関西地区の阪神サイロ棟（平成27年4月完工）に続き、関東地区の鶴見工場（平成28年6月稼働予定）でも、順調に工事が進んでおります。

加工食品事業におきましては、生活者の個食化・簡便化等のニーズに対応した新製品の投入や積極的な販売促進施策等により、ブランドロイヤリティの向上に取り組むとともに、成長分野である中食・惣菜、冷凍食品事業の一層の拡大を図ってまいります。冷凍食品事業につきましては、冷凍パスタの生産・供給体制を一層強化するため、マ・マーマカロニ(株)神戸工場において冷凍食品新工場の建設を進め、本年5月に稼働しております。また、円安に伴う原材料コストの上昇等につきましては、生産性の向上による一層のコスト低減に取り組むとともに、適正な利益確保に努めてまいります。

酵母・バイオ、健康食品、ペットフード、エンジニアリング、メッシュクロス等の各事業におきましては、製品開発・技術開発を進め、各業界において存在感のある事業群として成長を図ってまいります。

(2) 海外事業戦略

製粉事業におきましては、昨年5月に米国子会社のMiller Milling Company, LLCが新たに取得した製粉4工場を早期にPMI（Post Merger Integration：M&A後の統合プロセス）を実行するとともに、当社グループの強みである製粉技術、提案力を活かした拡販に取り組み、現地市場での自立的成長を図ってまいります。また、ニュージーランド、カナダ、タイでの既存ビジネスにおきましても、これまで築いた事業基盤の更なる拡大に注力してまいります。

加工食品事業におきましては、アジア市場で成長が見込まれる業務用プレミックス事業を更に拡大してまいります。また、生産面ではコスト競争力を強化するとともにグローバルな最適立地を見据えた新たな生産体制の構築にも取り組んでおり、昨年10月にはベトナムでパスタソース等の調理加工食品工場が稼働し、建設を進めていたトルコのパスタ工場は、本年5月に稼働しております。これらの新たな生産拠点におきましても、当社が長年培ってきた製造技術や高度な品質管理ノウハウを活かし、海外での現地販売も視野に入れ、まずは日本向けを中心に高品質な製品の供給に取り組んでまいります。

その他、製粉、食品、ベーカリー関連ビジネスを中心に、新たな領域での事業拡大を自社独自に又はM&A、アライアンスによりスピード感を持って推進してまいります。

(3) 研究開発戦略、コスト戦略

当社グループはお客様の視点に立った新製品開発と新しい領域の基礎・基盤技術の創出に取り組んでおります。新製品開発につきましては、新規性、独自性があり、付加価値の高い新製品を継続的に開発してまいります。また、研究面におきましては、研究成果の実用化、事業化推進のため、重点研究領域を明確にするとともに、事業戦略に即した研究テーマを設定するなど効率化、スピード化を図ってまいります。

また、今後も大きな変動が想定される原・燃料相場に対応し、生産コスト、調達コストの低減を進めるとともに、変動するコストに適切に対応できる事業基盤を構築してまいります。

(4) 麦政策等の制度変更に向けた取組み

TPP（環太平洋経済連携協定）やEPA（経済連携協定）等の国際貿易交渉の進展によっては、現行の麦政策等の制度が大きく変わり、小麦粉関連業界に大きな影響が及ぶことが想定されます。当社グループは、今後想定される制度変更等の情勢を見極めて、スピードを上げて、グローバル競争で勝ち抜ける強固な企業体質を構築してまいります。

(5) 企業の社会的責任への取組み

当社グループは、従前より社会にとって真に必要な企業グループであり続けるべく、各ステークホルダーに対する基本姿勢、具体的活動の検討及び推進を目的に社会委員会を設置し、企業活動全般におきまして企業の社会的責任（CSR）を果たしてきております。

当社グループは、コンプライアンスの徹底、品質保証体制の確立、環境保全活動の推進等のCSR活動を経営の最重要課題の一つと位置付け、グループ全社に徹底しております。

品質保証につきましては、安全・安心な製品をお届けするために食品安全に加え、食品防御（フードディフェンス）を強化しております。また、消費者の皆様の意識や社会の潮流を見極め、備えるべき事項や対策を適時、適切に指示する役割を担うCR室が、消費者の皆様の声や消費者行政関連の情報を積極的に収集し、消費者の皆様への対応の充実を図っております。さらには、国民の主要食糧である小麦粉等の安定供給を確保するために、BCP（事業継続計画）により災害等への備え等も拡充しております。

環境保全につきましては、省エネルギー、廃棄物の削減等、電力問題への対応を含め環境負荷の低減に積極的に取り組んでおります。

内部統制につきましては、金融商品取引法により求められる範囲を超え、当社グループ全体におきまして広く内部統制システムの再構築を行い、専任組織によるモニタリングを実施するとともに引き続きその維持、改善に努めております。

さらに、当社グループは社会の一員として、広く社会貢献活動に取り組み、東日本大震災被災地の復興支援の継続、「製粉ミュージアム」による地域観光資源や教育資産としての地域貢献、WFP（国連世界食糧計画）活動支援等も行っておりま

す。当社はこのような企業の社会的責任への取り組みを今後とも継続してまいります。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針

基本方針の内容の概要

当社は、「食」にかかわる企業として、安全安心な食を提供し続けていくことが当社グループの責務であるとともに企業価値の源泉であると考えております。企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるためには、製品の高い安全性と品質の保証、その安定的な供給が必要不可欠です。これらの理解に欠ける者が、当社株式を買い集め、短期的な経済的効率性のみを重視して生産コストや研究開発コストにつき過度の削減を行うなど中長期的視点からの継続的・計画的な経営方針に反する行為を行うことは、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることにつながります。また、これらに限らず株式の買付行為の中には、その態様によっては当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものも存在します。

こうしたことに対処するためには、当社株式の買収者が意図する経営方針や事業計画の内容、買収提案が当社株主や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に与える影響、食の安全を始めた社会的責任に対する考え方等について、事前の十分な情報開示がなされ、かつ相応の検討期間、交渉力等が確保される必要があると考えております。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要
純粋持株会社である当社は、当社グループの経営戦略の立案、効率的な経営資源の配分、事業活動の監査・監督の役割を担い、各事業会社はそれぞれのマーケットに最適化することで、製品の高い安全性と品質の保証及びその安定的な供給を確保し、相互に企業価値を高め合いグループ全体の企業価値を向上させております。

この体制のもと当社グループは、製品の安全性及び品質を支える生産技術・開発力・分析力等の高い技術力の維持・向上を目指し、長期的な視点に立った継続的・計画的な設備投資を実施するとともに、一層の専門性の確保・向上のための従業員の育成、品質及び設備に関する継続的な監査・指導システムの導入、内部統制、コンプライアンス体制の構築と継続的な徹底などに注力しており、また、お取引先、地域社会を含めた各利害関係者との信頼関係の構築と維持にも努めております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、企業価値及び株主共同の利益を確保・向上するための方策として、定款第49条及び平成27年6月25日開催の第171回定時株主総会においてご承認いただいた「企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権の無償割当等承認決議更新の件」の内容に従い、新株予約権の無償割当てを活用した方策（「本プラン」）を導入しております。本プランの概要は以下のとおりです。

- 1) 取締役会は、特定買収行為を企図する者に対して、買収提案をあらかじめ書面により当社に提出し、当該買収提案について本新株予約権(下記6))の無償割当等を行わない旨の取締役会決議(「確認決議」)を求めるよう要請するものとし、特定買収行為を企図する者は、その実行に先立ち、買収提案を提出して確認決議を求めるものとします。取締役会は、本プランの迅速な運営を図る観点から、特定買収行為に関する提案を行った者に対し、必要に応じて回答期間を設定して追加的に情報提供を要請する場合があります。この場合でも、最初の情報提供要請を当該提案者に行った日から起算して60営業日以内を上限として、当該提案者が行う回答期間を設定し、当該回答期間の満了をもって企業価値委員会の検討・審議を開始することとしま

- す。
- 「特定買収行為」とは、a)株券等保有割合が20%以上となる当社の株券等の買付行為(これに準ずる行為として取締役会で定めるものを含みます。)又はb)買付け等の後の株券等所有割合が20%以上となる当社の株券等の公開買付けの開始行為のいずれかに該当する行為をいいます。「買収提案」とは、買収後の当社の経営方針と事業計画、対価の算定根拠、買収資金の裏付け、当社の利害関係者に与える影響その他下記4)ア)ないしキ)記載の事項に関連する情報として当社が合理的に求めるものが記載されたものをいいます。
- 2) 取締役会は、買収提案を受領した場合、当該買収提案を当社の社外役員のみから構成される企業価値委員会に速やかに付議するものとします。
- 3) 企業価値委員会は、買収提案を検討し、当該買収提案について取締役会が確認決議を行うべきである旨を勧告する決議(「勧告決議」)を行うかどうかを審議します。勧告決議は全委員の過半数の賛成により行われ、当該決議結果は開示されるものとします。企業価値委員会の検討・審議期間は、取締役会による買収提案受領後60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。)とします。合理的理由がある場合に限り、30営業日を上限として検討・審議期間が延長されることがあり得ますが、その場合には、当該理由及び延長予定期間について開示いたします。
- 4) 企業価値委員会における勧告決議の検討・審議は、当該買収提案が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から真摯に行われるものとします。なお、企業価値委員会は、以下に掲げる事項がすべて充たされていると認められる買収提案については、勧告決議を行わなければならないものとし、また、以下に掲げる事項の一部を充たさない買収提案であっても企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に照らして相当であると認められる場合には勧告決議を行うものとします。
- ア) 下記のいずれの類型にも該当しないこと
- (a) 株式を買い占め、その株式について当社又はその関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - (b) 当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を移転させるなど、当社の犠牲の下に買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の利益を実現する経営を行う行為
 - (c) 当社の資産を買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (d) 当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開、商品開発等に必要な資産や資金を減少させるなど、当社の継続的發展を犠牲にして一時的な高いリターンを得ようとする行為
 - (e) その他、当社の株主、取引先、顧客、従業員等を含む当社の利害関係者の利益を不当に害することで買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者が利益をあげる態様の行為
- イ) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容等が、関連する法令及び規則等を遵守したものであること
- ウ) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容が、買収に応じることを当社株主に事実上強要するおそれがあるものではないこと
- エ) 当該買収提案を検討するために必要でかつ虚偽のない情報が、当社の要請等に応じて適時に提供されていること、その他本プランの手續に即した真摯な対応がなされていること
- オ) 当該買収提案を当社が検討(代替案を検討し当社株主に対して提示することを含む。)するための期間(買収提案の受領日から60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。なお、これらの日数を超える合理的理由がある場合は30営業日を上限とした当該日数。))が確保されていること
- カ) 当社の企業価値及び株主共同の利益に照らして不十分又は不適切であると認められる条件による提案ではないこと
- キ) その他企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであると合理的に認められること
- 5) 取締役会の確認決議は、企業価値委員会の勧告決議に基づいてなされるものとします。取締役会は、企業価値委員会から勧告決議がなされた場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに確認決議を行わなければならないものとし、確認決議を受けた買収提案に対して本新株予約権の無償割当等を行うことができないものとします。
- 6) 特定買収者(特定買収行為を行った者で特定買収行為を行った時点までに確認決議を得なかった者をいいます。)が出現した場合、取締役会は、特定買収者の出現を認識した旨の開示のほか、無償割当基準日、無償割当効力発生日その他本新株予約権の無償割当てに関する必要事項を決定する決議を行い、決定された事項を公表の上、本新株予約権の無償割当てを実行します。「本新株予約権」とは、特定買収者等(特定買収者及びその関係者をいいます。)の行使に制約が付された新株予約権をいいます。無償割当基準日の前で取締役会が別途定める日(但し、無償割当基準日の3営業日前の日以降の日を定めることは予定されておりません。)までに、特定買収者の株券等保有割合が20%を下回ったことが明らかになった場合等には、取締役会は本新株予約権の無償割当ての効力を生じさせないことができます。
- 7) 本新株予約権の無償割当てを行う場合、無償割当基準日における全普通株主(但し、当社を除く。)に対し、その所有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てることとし、本新株予約権1個当

たりの目的となる株式の数は、2株以下で取締役会が別途定める数となります。各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円に各本新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とします。

- 8) 本新株予約権には、未行使の本新株予約権を当社が取得することができる旨の取得条項が付されます。取得の対価は、特定買収者等に該当しない者が保有する本新株予約権については、当該本新株予約権の数に本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式、それ以外の本新株予約権については取得に係る本新株予約権と同数の譲渡制限付新株予約権(特定買収者等の行使に制約が付されたもの)となります。

取締役会の判断及びその理由

本プランは上記の基本方針に沿うものであり、またその合理性を高めるため以下のような特段の工夫が施されておりますので、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

- 1) 本プランは、当社定款第49条の規定に則り、平成27年6月25日開催の第171回定時株主総会において株主の皆様への事前承認を受けております。
- 2) 当社取締役の任期は1年であり、任期期差制や解任要件の普通決議からの加重等も行っておりません。従って、1回の株主総会普通決議における取締役の選解任を通じて、取締役会決議により本プランを廃止することが可能です。
- 3) 本プランにおける判断の中立性を担保するため、当社社外役員のみから構成される企業価値委員会が、買収提案の内容につき検討を行い、当社の役員としての会社に対する法的義務を背景に、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から買収提案について審議します。そして、企業価値委員会から取締役会に対し、確認決議を行うべきとの勧告決議がなされた場合、取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、同勧告決議に従い確認決議を行わなければならないこととされております。
- 4) 上記 4)ア)ないしキ)記載の事項がすべて充たされていると認められる買収提案については、企業価値委員会は勧告決議を行わなければならないものとされており、客観性を高めるための仕組みが採られております。
- 5) 本プランは、株主総会の承認決議の範囲内で、取締役会決議により毎年見直すことを基本としており、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況に対応することが可能となっております。
- 6) 株主総会の承認決議の有効期間を、決議から3年に設定しております。3年が経過した時点で、取締役会は、附帯条件の見直し等を含め、改めて株主総会の承認をお願いし、株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。
- 7) 本プランは、経済産業省及び法務省が定めた平成17年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が求める適法性の要件(新株予約権等の発行の差止めを受けることがないために充たすべき要件)、合理性の要件(株主や投資家など関係者の理解を得るための要件)をすべて充たしております。また、経済産業省企業価値研究会平成20年6月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。

4【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、株価及び財政状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（平成27年6月25日）現在において当社が判断したものであります。

経済情勢、業界環境

当社グループは経済情勢・業界環境によって業績を大きく左右されないように、企業体質の強化に努めておりますが、国内の競争激化による主要製品の出荷変動、単価下落の可能性がります。また、投資先・取引先等の倒産による損失発生の可能性がります。

T P P等の国際貿易交渉の進展と麦政策の変更

当社グループは製粉事業・加工食品事業において構造改善に取組み、強固な企業体質を構築してまいりましたが、T P P（環太平洋経済連携協定）等の国際貿易交渉の今後の進展、政府の対応とその決着内容によっては当社グループの製粉、加工食品事業を始めとする小麦粉関連業界に大きな影響が及ぶことも予想されます。また、国内での麦政策の見直しの進展により、現行の国家貿易のあり方など小麦の管理手法（調達・在庫・売渡方法など）の変更、国内小麦粉・二次加工市場の混乱、関連業界の再編など製粉事業、加工食品事業においてリスクの発生可能性があります。

製品安全

食の安心・安全についての社会的関心が年々高まっており、食品業界におきましては、より一層厳格な対応が求められるようになっております。当社グループは食品防御（フードディフェンス）を含む品質保証体制の確立に向けて取組みを強化しておりますが、外的要因も含め当社グループの想定範囲を超えた事象が発生した場合、製品回収、出荷不能品発生などの可能性があります。また、原料調達面における当社グループの予測不能の事象の発生により出荷不能品発生などの可能性があります。

原材料市況の高騰

当社グループは将来の小麦の完全自由化対応に向けてローコストの実現を目指しておりますが、原料市況の変動及び原油高に伴う物流コスト、包装資材等の原材料価格の上昇などで調達コストが高騰し、コスト低減を実現できない可能性があります。また、輸入小麦価格の大幅な引き上げ等原材料や商品等の調達コストの上昇に対応した小麦粉及び加工食品等の販売価格の改定が確実に行われない場合、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

為替変動（主にドル・ユーロ・パーツ）

当社グループは為替予約を実施するなど、為替変動によって業績を左右されないよう努めておりますが、加工食品事業をはじめ各事業において、原料・製品の一部を海外より調達しており、為替変動により調達コスト変動の可能性がります。また、海外事業においては損益、財務状況が円換算の変動の影響を受け、製粉事業においては副産物のふすま価格が為替で変動する輸入ふすま価格の影響を受ける可能性があります。

生産の外部委託

当社グループは生産効率の最適化を実現するために、自社生産に加えて一部製品の生産を外部委託しております。生産の外部委託に際しては自社工場と同様の管理の徹底や、調達の安定性の確保に十分に配慮しておりますが、当社グループとの取引に起因しない委託先企業の経営破綻などの事象が発生した場合、調達コストの上昇、製品供給に支障をきたすなどの可能性があります。

情報・システム

当社グループでは適切なシステム管理体制作りをしておりますが、システム運用上のトラブルの発生などにより、顧客対応に支障をきたし、費用発生などの可能性があります。また、当社グループではコンピューターウィルス対策や情報管理の徹底を進めておりますが、当社グループの予測不能のウィルスの侵入や情報への不正アクセスなどにより、顧客対応に支障をきたす可能性や、営業秘密・個人情報の社外への流出などによる費用発生や社会的信用の低下などの可能性があります。

他社とのアライアンス及び企業買収の効果の実現

当社グループは経営資源の最適化を図り、成長と拡大を実現するため、他社とのアライアンス及び企業買収を行っておりますが、アライアンス及び買収後の事業が当初の計画通りに進捗しない場合等には、その効果を実現できない可能性があります。

設備安全、自然災害等

当社グループは工場等の設備安全に向けて火災・爆発などの事故発生防止の体制作りを強化しております。また地震・風水害など自然災害の発生時に、人的被害・工場等の設備破損が生じないように主要工場の耐震補強や液状化対策を実施しており、今後想定される大地震に対しても、BCP（事業継続計画）の追加策定を行うなどの見直しを行っております。しかし、当社グループの想定範囲を超えた事象が発生した場合、あるいは、新型インフルエンザが大流行した場合など、損害発生、顧客への製品供給に支障をきたすなどの可能性があります。

公的規制

当社グループはコンプライアンスの更なる強化を進めておりますが、予測不能の事態の発生により対応費用の発生などの可能性があります。

海外事故等

当社グループは海外事故等の未然防止に努めておりますが、海外事業においては、政治あるいは経済の予期しない変動、新型インフルエンザの大流行などにより、海外事業の業績悪化、費用発生などの可能性があります。

知的財産権

当社グループは知的財産権の保護を進めておりますが、他社の類似製品発売などにより、ブランド価値の低下などの可能性があります。また、将来において当社グループが他社の知的財産権を侵害しているとされる可能性があります。

環境管理

当社グループの事業は、比較的環境負荷の低い事業で構成されておりますが、そのような中におきましても当社グループは企業活動を通じて環境管理システムの充実、省エネルギー、廃棄物削減など環境経営を積極的に進めております。しかしながら、当社グループの想定範囲を超えた事象が発生した場合、対応費用の発生などの可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社の子会社であるMiller Milling Company,LLCは、平成26年4月24日付で、Cargill,Inc.、Horizon Milling, LLC及びConAgra Foods Food Ingredients Company,Inc.（以上3社を併せて「売主」）から、米国の4製粉工場（Los Angeles工場、Oakland工場、Saginaw工場、New Prague工場）及び資産譲渡日の棚卸資産を取得することを決定し、売主と資産譲渡契約を締結いたしました。

なお、本契約に基づく当該工場等の取得日は、平成26年5月25日であります。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（企業結合等関係）」に記載のとおりであります。

6【研究開発活動】

当社グループ（当社及び連結子会社）では、当社の組織として主に基盤技術を研究開発する基礎研究所、及び主に各事業に導入する生産技術の開発とナノテクノロジー技術の開発を担う生産技術研究所を設置するほか、連結子会社である日清製粉(株)（製粉事業）、日清フーズ(株)、オリエンタル酵母工業(株)、日清ファルマ(株)（以上食品事業）、日清ペットフード(株)、日清エンジニアリング(株)、(株)NBCメッシュテック（以上その他事業）にそれぞれ研究開発組織を配置し、各事業領域に特化した研究開発を行っております。

これらの研究開発組織においては、新製品候補素材の探索や新技術の確立を目的とした基礎研究を行う一方、マーケットのニーズ・ウォンツに適合した新製品や調理加工技術の開発、既存製品の改良、生産システムの自動化、粉体関連技術の開発・応用など、幅広い研究開発活動を行っております。いずれも研究領域における専門性を高め最新技術を導入するため内外の研究機関などと積極的に連携を深め、研究開発の効率化と成果の事業化を強力に推進しております。

当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発費は、54億67百万円であります。

なお、研究開発費には、特定のセグメントに関連付けられない研究費用9億83百万円が含まれております。

当連結会計年度の研究開発の概要と主な成果は次のとおりであります。

(1) 製粉事業

日清製粉(株)商品開発センター、つくば穀物科学研究所が中心となり、当社の基礎研究所、生産技術研究所と連携して、新しい小麦粉加工技術及び小麦・小麦粉を対象とした穀物科学と穀粉加工技術の研究開発などを行っております。主な成果としては、福岡県産小麦100%使用の業務用うどん用小麦粉「筑紫こがね」を発売しました。

当事業に係る研究開発費は6億19百万円であります。

(2) 食品事業

日清フーズ(株)の加工食品事業部が中心となり、当社の基礎研究所、生産技術研究所と連携して、各種プレミックス・乾麺・パスタ・レトルト食品・冷凍食品・惣菜等の全温度帯商品群の研究開発を行っております。主な成果としては、サラサラ感、まぶしやすさ、溶けやすさを実現した家庭用小麦粉新製品「日清 クッキングフラワー」や当社独自の早ゆで技術であるスーパーフロント製法を利用した早ゆでマカロニを発売しました。オリエンタル酵母工業(株)の食品部門では、食品研究所と4つの食品開発センターでパン酵母や製パン・製菓材料及び日持・品質向上剤等の研究開発を行い、パイオ部門では長浜研究所において体外診断薬用原料や再生医療関連製品等の研究開発を行っております。日清ファルマ(株)健康科学研究所では、各種栄養補助食品の開発を行い、産官学で連携して健康食品素材の研究開発を行っております。主な成果としては、ビフィズス菌との相乗効果が見込まれる「ビフィサポート ミルクオリゴ糖」等を開発しました。

当事業に係る研究開発費は31億93百万円であります。

(3) その他事業

日清ペットフード(株)では那須研究所でペットの健康や嗜好に配慮した研究開発を行っております。主な成果としては健康に配慮した「JPスタイル 和の究み」シリーズ、嗜好に配慮した「懐石」「プッチーヌ」シリーズのラインナップ充実を図りました。動物病院用療法食では、減量効果が期待できる「JPスタイル ダイエテイクス スリムサポート」を発売しました。日清エンジニアリング(株)では、粉体事業部が各種粉体の粉碎、分級などの機器、及び熱プラズマ法によるナノ粒子製造技術を当社の生産技術研究所と連携して研究開発しております。また(株)NBCメッシュテックでは、スクリーン印刷用・産業用資材の両分野において新製品及び新素材の研究開発を行っております。

当事業に係る研究開発費は6億71百万円であります。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日(平成27年6月25日)現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて作成されております。

当社グループは、連結財務諸表の作成に際し、決算日における資産・負債の報告数値及び偶発債務の開示、並びに収益・費用の報告数値に影響を与える以下のような見積り及び仮定を行っております。過去の実績や状況に応じ合理的だと考えられる様々な要因に基づき、見積り及び判断を行っておりますが、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと実績が異なる場合があります。

貸倒引当金

当社グループは、金銭債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、必要な貸倒引当金を計上しております。顧客の財政状態が悪化し、その支払能力が低下した場合、追加引当が必要となる可能性があります。

投資有価証券の減損

当社グループでは投資有価証券を所有しておりますが、時価のある有価証券については時価法を、時価のない有価証券については原価法を採用しております。当社グループでは、時価のある有価証券については、時価が取得価額に比べ50%以上下落した場合には減損処理し、30%から50%の下落の場合には、当該有価証券発行会社の業績等を勘案し必要に応じ減損処理しております。時価のない有価証券については、その実質価額が取得価額に比べ著しく下落した場合、回復の見込みが確実と認められる場合を除き、減損処理しております。

当社グループでは投資有価証券について必要な減損処理をこれまでに行ってきており、現状では減損すべき投資有価証券はありませんが、将来の市況悪化または投資先の業績不振により、現在の簿価に反映されていない損失または簿価の回収不能が発生し、減損処理が必要となる可能性があります。

固定資産の減損

当社グループには、現状では減損すべき固定資産はありませんが、将来の企業環境の変化等により、回収可能価額が帳簿価額を著しく下回ることとなった場合には減損処理が必要となる可能性があります。

繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産については、将来の課税所得の見込み及び税務計画に基づき、回収可能性を十分に検討し、回収可能な額を計上しております。しかしながら、繰延税金資産の回収見込額に変動が生じた場合には、繰延税金資産の取崩または追加計上により利益が変動する可能性があります。

退職給付費用及び債務

当社グループの退職一時金制度及び既退職の年金受給者を対象とする確定給付企業年金制度における退職給付費用及び債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出されております。これらの前提条件には、割引率、将来の給付水準、退職率、直近の統計数値に基づいて算出される死亡率及び年金資産の長期期待運用収益率などが含まれます。割引率は期末における複数の格付機関による直近の格付けがダブルA格相当以上を得ている社債等の市場利回りに基づき、長期期待運用収益率は保有している年金資産の運用方針や過去の運用実績等に基づき決定しております。実績が前提条件と異なる場合、または前提条件が変更された場合、将来期間において認識される費用及び計上される債務に影響を及ぼします。

(2) 当連結会計年度の経営成績及び経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

売上高及び営業利益

当連結会計年度につきましては、政府の景気対策や日本銀行の金融緩和政策等の効果もあり、円安・株高が継続し、企業業績や雇用・所得環境が改善するなど、消費マインドは持ち直してきており、緩やかな景気回復の動きがみられました。一方、原材料価格の上昇や電気料金の高止まり等、内需型企業においては、厳しい状況が継続しております。

このような中、製粉事業につきましては、消費税率引上げによる需要の変動等の影響はありましたが、積極的な拡販施策を実施し、新規顧客の獲得を進めた結果、国内業務用小麦粉の出荷は前年を上回りました。生産・物流面では、引き続き生産性向上及び固定費削減等の取組みを推進するとともに、臨海大型工場への生産集約を進めております。九州地区では、昨年5月に福岡工場が本格稼働するとともに、内陸部の筑後工場、鳥栖工場を閉鎖し、生産集約を完了しました。中部地区では、知多工場の新ライン増設工事を進め、本年5月に稼働しております。また、関西地区では、本年4月に東灘工場に隣接する阪神サイロ(株)の原料小麦サイロ収容力25%増設工事が完了し、従来以上に需要に即した原料小麦の確保と保管及び安定供給を実現する体制が整いました。さらに、関東地区でも、平成28年6月稼働予定で、鶴見工場の原料小麦サイロ収容力25%増設工事に着手しました。副製品であるふすまにつきましては、価格は軟調に推移しました。海外事業につきましては、昨年5月、米国の子会社であるMiller Milling Company, LLCが米国内において製粉4工場を買収し、同社の工場数は6工場となり、全

米で第4位の製粉会社へと躍進しました。これにより、ニュージーランド、カナダ、タイを加えた製粉事業の海外生産能力比率は約50%に拡大しました。これらの結果、製粉事業の売上高は前年を上回りましたが、利益面においては海外子会社の貢献があったものの、国内の拡販施策費の増加、福岡工場の減価償却費の増加等により減益となりました。

食品事業につきましては、加工食品事業において、家庭用では、生活者の個食化・簡便化等のニーズに対応した新製品の投入、新しい食シーンの提案、テレビCMを中心とした広告宣伝活動の展開など、消費を喚起する施策を積極的に実施しました。また、業務用では、顧客ニーズに合わせた新製品の投入、新規顧客獲得に向けた積極的な提案活動を実施しました。これらにより冷凍食品、パスタソース等の出荷が好調に推移し、加工食品事業の売上は前年を上回りました。中食・惣菜事業につきましては、商品開発力強化による新規顧客の獲得や量販店向け惣菜の出荷拡大施策の推進等により、売上は前年を上回りました。海外事業につきましては、成長を続ける中国・東南アジア市場を中心に新規顧客の獲得に向けた積極的な商品提案に努めましたが、タイの政情不安をはじめとした販売環境の変動等もあり、売上は前年を下回りました。なお、円安や相場高騰による原材料コストの上昇等を受け、本年1月にパスタの価格改定を実施しました。また、冷凍食品、パスタソース、プレミックスにつきましても、本年3月に価格改定を実施しました。生産面では、更なる製品安全対策の強化を推進しました。また、コスト競争力を強化するとともにグローバルな最適立地を見据えた新たな生産体制の構築に取り組みました。ベトナムのVietnam Nisshin Seifun Co.,Ltd.では、昨年10月より、パスタソース等の調理加工食品工場が稼働し、タイのThai Nisshin Technomic Co.,Ltd.では、昨年末に業務用プレミックスの生産能力を25%増強しました。また、昨年6月にトルコに新設した合弁会社Nisshin Seifun Turkey Makarna Ve Gida Sanayi Ve Ticaret A.S.において、パスタ工場の建設を進め、本年5月に稼働しております。国内においても、市場が拡大する冷凍パスタの生産・供給体制を一層強化するため、マ・マーマカロニ(株)神戸工場の冷凍食品新工場の建設に取り組み、本年5月に稼働しております。酵母・バイオ事業の酵母事業につきましては、主力のイーストは前年並みとなりましたが、総菜等が伸び悩み、売上は前年を下回りました。バイオ事業につきましては、診断薬原料等の売上増により、売上は前年を上回りました。健康食品事業につきましては、積極的な販売促進施策により消費者向け製品の販売が好調に推移し、また、医薬品原薬につきましても出荷が回復し、売上は前年を上回りました。これらの結果、食品事業の売上高は前年を上回りましたが、利益面においては原材料コストの上昇、国内の拡販施策費の増加等により減益となりました。

その他事業では、ペットフード事業につきましては、積極的な新製品の投入やテレビCMの実施など拡販に努めた結果、プレミアムペットフード等の出荷が好調に推移し、売上は前年を上回りました。エンジニアリング事業につきましては、主力のプラントエンジニアリングは堅調に推移しましたが、グループ内の大型戦略案件の比重が高まり、グループ外部向け売上は前年を下回りました。メッシュクロス事業につきましては、太陽光パネル等に使用されるステンレスメッシュクロスの出荷が増加し、また、自動車部品向け等の化成品も好調に推移した結果、売上は前年を上回りました。これらの結果、その他事業全体では減収、増益となりました。

以上の結果、連結売上高は前連結会計年度に比べ302億13百万円(6.1%)増の5,261億44百万円となりました。売上総利益率は28.2%と前連結会計年度と比べ1.5%低下し、また販売費及び一般管理費は、主として海外事業の拡大及び国内外での拡販による販売費の増加等により、前連結会計年度と比べ29億円増加しました。この結果、営業利益は前連結会計年度と比べ17億98百万円(8.1%)減の204億76百万円となり、売上高営業利益率は前連結会計年度に比べ0.6%低下し3.9%となりました。

経常利益

金融収支戻りは19億29百万円(益)で、前連結会計年度に比べ1億38百万円増加しました。持分法による投資利益は21億4百万円で、前連結会計年度に比べ12億65百万円増加しました。その他雑損益合計は10億33百万円(益)で、前連結会計年度に比べ3億58百万円増加しました。

以上の結果、営業外損益合計では50億67百万円(益)となり、前連結会計年度に比べ17億62百万円増加し、経常利益は前連結会計年度と比べ、35百万円(0.1%)減の255億44百万円となりました。

当期純利益

特別利益は12億23百万円、特別損失は13億40百万円で差引特別損益は1億17百万円(損)となり、税金等調整前当期純利益は前連結会計年度と比べ2億25百万円増の254億27百万円となりました。特別利益の主なものは、固定資産売却益9億50百万円であります。また、特別損失の主なものは、訴訟和解金7億32百万円であります。

税金等調整前当期純利益から法人税等合計85億55百万円、少数株主利益8億35百万円を差し引き、当期純利益は160億36百万円、前連結会計年度に比べ9億37百万円(6.2%)増となりました。

以上の結果、1株当たり当期純利益は53円28銭となり、前連結会計年度に比べ3円07銭増加しました。また、自己資本利益率(ROE)は4.6%となり、前連結会計年度に比べ0.2%低下いたしました。なお、平成25年10月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。また、平成26年10月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。1株当たり当期純利益につきましては、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定し算定しております。

(3) 経営戦略の現状と見通し

当社グループは、2012年度に中期経営計画「NNI - 120 スピードと成長、拡大」をスタートし、海外での事業買収や事業拠点の設立等に取り組み、大幅に業容を拡大するとともに、国内でも成長事業への新規投資やグローバル競争に勝ち抜ける生産体制の構築を図る等、将来に向けた事業構造の変革を着実に進めてまいりました。

一方、厳しい事業環境の下で持続的な成長を遂げていくためには、変化に対するスピード感を持った臨機な対応が必須であり、このような状況を踏まえ、当社グループは、現中期経営計画に代えて、今般新たに、2020年度を最終年度とする有期目標を掲げた新経営計画「NNI - 120」を策定しました。

新経営計画におきましては、その最優先戦略をこれまでの「トップラインの拡大」から、ボトムラインを重視した「収益基盤の再構築」へ大きく舵を切りました。コア事業の収益基盤の再構築や買収事業を含めた自立的成長等を柱とする新たな基本戦略の実行により、着実な利益成長を目指し、2020年度における業績目標を、売上高7,500億円、営業利益300億円、1株当たり当期純利益（EPS）80円としております。また、資本効率の向上を掲げ、将来に向けた戦略投資（M&A、設備投資）を積極的に実行するとともに、株主の皆様への利益配分につきましても、連結ベースでの配当性向の基準を従来の30%以上から40%以上に引き上げ、今後、さらに配当の上積みを図っていくと同時に、自己株式取得も機動的に行い、株主還元を一層積極化してまいります。

当社グループは、新経営計画で策定したこれらの戦略を遂行し、利益成長と資本政策の両面から1株当たり当期純利益（EPS）の成長を目指すとともに、資本の効率性と財務の安定性のバランスを取りながら、資本コストを上回る自己資本利益率（ROE）の確保・向上に努め、長期的なグループ価値の極大化を図ってまいります。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの当連結会計年度の資金状況は、繰り越した現金及び現金同等物や営業活動で得た251億円の資金を、米国における製粉4工場の取得に221億円、日清製粉(株)による知多工場新ライン増設を含めた有形及び無形固定資産の取得に190億円投入いたしました。また、今後の戦略投資等に対応する待機資金につきましては、安全性と運用効率を重視して3ヶ月を超える定期預金及び有価証券にて運用しておりますが、当連結会計年度においては預入・取得が満期・償還を27億円上回ったため、フリー・キャッシュ・フローは185億円の資金減少となりました。一方で、財務活動におきましては、株主の皆様への利益還元といたしまして、配当金の支払いに54億円を支出しましたが、長期及び短期借入金の借入れによる収入が返済による支出を89億円上回ったこと等により、財務活動によるキャッシュ・フローは43億円の資金増加となりました。以上の結果、当連結会計年度末の現金及び現金同等物残高は前連結会計年度末に比べ127億円減少し、598億円となりました。

当連結会計年度末の借入金残高は210億円ですが、営業活動によるキャッシュ・フローや現金及び現金同等物の残高を考慮すると、当社グループは将来必要とされる成長資金及び有利子負債の返済に対し、当面十分な流動性を確保しております。

なお、当社グループは新経営計画「NNI - 120」に基づき、成長に向けた重点分野に対する積極的な戦略投資を行い、将来の企業価値を高めていくと同時に、配当、自己株式取得等の株主還元施策についてもこれまで以上に積極的、機動的に行ってまいります。そのための資金は、内部及び外部の両財源より調達してまいります。内部からの資金捻出は、既に導入しておりますキャッシュ・マネジメント・システム（CMS）を利用した国内連結子会社の資金の一元管理、及び資産の徹底的な圧縮に引き続き取り組むことにより、外部からは当社グループの健全な財務体質を背景に有利子負債等により、調達してまいります。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針について

製粉、加工食品を中心とした当社グループでは、世界的な穀物等原材料価格の変動、来るべき小麦の自由化及び少子高齢・人口減少社会の到来を業績に大きな影響を与える可能性のある中長期的な事業環境の変化と認識しております。

当社グループは長期的な企業価値の極大化を経営の基本方針として、成長に向けて事業の選択と集中を進め、事業ポートフォリオの再構築を実行し、重点分野に経営資源を集中的に投入してまいります。まず、コア事業の安定した収益基盤の再構築を行うとともに、国内、海外の既存事業（含買収事業）の自立的な成長を図ってまいります。さらに、海外、国内において、製粉・加工食品・ミックス・パスタ・ベーカリー関連ビジネス等のM&A・アライアンスを、スピード感を持って積極的に実行してまいります。また、コスト競争力の確保・強化と、安全・安心な製品の生産・供給を両立させてまいります。加えて、将来の成長を見据え、核となる人材の確保・育成を早期、計画的に進めてまいります。同時に、資本コストを常に意識し、中長期の収益性の向上を図るとともに、資本の効率性と財務の安定性のバランスを取り、資本コストを上回る収益率（ROE）を安定的に獲得することを経営の基本としてまいります。

これらの基本戦略の推進と同時に内部統制システムへの取り組み、コンプライアンスの徹底、食品安全、環境保全、社会貢献活動等の社会的責任を果たしつつ自己革新を進め、株主、顧客、取引先、社員、社会等の各ステークホルダーから積極的に支持されるグループであるべく努力を重ねてまいります。

なお、現下の国内の状況につきましては、人口減少による市場縮小、円安を背景とした輸入原材料価格の上昇等、事業環境は厳しさを増しており、さらにはT P P（環太平洋経済連携協定）やE P A（経済連携協定）等の国際貿易交渉の結果いかんでグローバル競争が加速されることが予想されます。そのような中、当社グループは、引き続き国民の主要食糧である小麦粉等の安定供給を確保し、各事業におきまして安全・安心な製品をお届けするという使命を果たすとともに、新経営計画で策定した戦略にスピーディーに取り組み、事業の成長を図ってまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループ(当社及び連結子会社)では、生産能力の増強や製品安全などを目的とする設備投資を実施しております。当連結会計年度の設備投資の内訳(支払ベース)は、次のとおりであります。

	当連結会計年度	前期比
製粉	9,746百万円	18.4%
食品	7,401	22.5
その他	2,338	135.4
計	19,486	2.6
消去又は全社	476	
合計	19,009	2.0

製粉事業においては、日清製粉(株)による知多工場新ライン増設工事のほか、能力増加や製品安全関連の投資を中心に行いました。

食品事業においては、能力増加、製品安全関連の投資を中心に行いました。

その他事業においては、能力増加の投資を中心に行いました。

なお、所要資金についてはいずれの投資も自己資金を充当しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループ(当社及び連結子会社)における主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社及び国内子会社

(平成27年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
日清製粉(株)	鶴見工場 (川崎市川崎区)	製粉	小麦粉生産 設備	5,059	2,913	(注)4 5,470 (79)	303	13,747	135 [3]
日清製粉(株)	福岡工場 (福岡市中央区)	製粉	小麦粉生産 設備	3,906	3,855	(注)4 2,520 (19)	127	10,410	43 [0]
日清製粉(株)	東灘工場 (神戸市東灘区)	製粉	小麦粉生産 設備	(注)5 5,209	2,176	(注)4 1,803 (30)	188	9,378	89 [1]
日清製粉(株)	千葉工場 (千葉市美浜区)	製粉	小麦粉生産 設備	2,118	1,242	(注)4 294 (43)	75	3,731	77 [4]
日清製粉(株)	知多工場 (知多市)	製粉	小麦粉生産 設備	3,596	986	(注)4 68 (33)	1,977	6,628	45 [3]
日清製粉(株)	名古屋工場 (名古屋市中川区)	製粉	小麦粉生産 設備	920	746	(注)4 69 (20)	115	1,851	55 [4]
日清フーズ(株)	館林工場 (館林市)	食品	プレミック ス生産設備	841	811	(注)4 193 (27)	63	1,910	36 [37]
日清製粉プレ ミックス(株)	名古屋工場 (名古屋市中川区)	食品	プレミック ス生産設備	1,052	736	(注)4 47 (13)	71	1,907	70 [22]
マ・マー マカロニ(株)	本社及び 宇都宮工場 (宇都宮市)	食品	パスタ生産 設備	623	1,308	27 (23)	104	2,064	61 [235]
マ・マー マカロニ(株)	神戸工場 (神戸市東灘区)	食品	パスタ生産 設備	197	317	393 (16)	591	1,500	40 [53]
大山ハム(株)	本社及び 米子工場 (米子市)	食品	食肉加工品 生産設備	1,172	518	210 (35)	98	2,000	212 [295]
オリエンタル 酵母工業(株)	東京工場 (東京都板橋区)	食品	イースト製 造設備	910	787	0 (11)	42	1,740	52 [17]
オリエンタル 酵母工業(株)	大阪工場 (吹田市)	食品	イースト他 の製造設備	1,318	947	169 (22) (注)7 [5]	90	2,525	68 [21]
オリエンタル 酵母工業(株)	びわ工場 (滋賀県長浜市)	食品	フラワー ペースト、 粉末かんす い、ベーキ ングパウ ダー他の製 造設備	658	520	709 (36)	43	1,932	37 [21]
(株)パニーデリ カ	本社及び工場 (千葉県富里市)	食品	総菜(調理 フィリン グ)、マヨ ネーズ類の 製造設備	(注)4 876	(注)4 571	(注)4 708 (23)	(注)4 79	2,237	52 [28]
(株)NBCメッ シュテック	山梨都留工場 (都留市)	その他	メッシュク ロス・化成 品製造設備	1,101	615	447 (35)	227	2,393	215 [89]
(株)NBCメッ シュテック	静岡菊川工場 (菊川市)	その他	メッシュク ロス・化成 品製造設備	990	205	1,032 (69)	51	2,279	36 [10]
(株)日清製粉 グループ本社	本社及び研究所 (東京都千代田 区、埼玉県ふじ み野市他)		事務所、 研究開発 施設設備	3,582	496	(注)4 10,011 (40)	1,086	15,177	275 [27]

(2) 在外子会社

(平成27年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
Rogers Foods Ltd.	チリワック工場 (カナダ)	製粉	小麦粉生産 設備	726	533	132 (41)	91	1,483	35 [0]
Miller Milling Company, LLC	ウィンチェス ター工場 (アメリカ)	製粉	小麦粉生産 設備	879	2,933	97 (38)	1,887	5,797	47 [1]
Miller Milling Company, LLC	フレズノ工場 (アメリカ)	製粉	小麦粉生産 設備	474	1,730	256 (130)	73	2,535	28 [8]
Miller Milling Company, LLC	ロサンゼルス 工場 (アメリカ)	製粉	小麦粉生産 設備	1,204	758	822 (23)	39	2,824	40 [2]
Miller Milling Company, LLC	オークランド 工場 (アメリカ)	製粉	小麦粉生産 設備	951	2,305	1,564 (51)	26	4,849	39 [1]
Miller Milling Company, LLC	サギノー工場 (アメリカ)	製粉	小麦粉生産 設備	460	1,784	78 (23)	35	2,358	35 [3]
Miller Milling Company, LLC	ニューブラーグ 工場 (アメリカ)	製粉	小麦粉生産 設備	452	487	26 (25)	53	1,018	47 [1]
Champion Flour Milling Ltd.	クライスト チャーチ工場 (ニュージーラ ンド)	製粉	小麦粉生産 設備	693	332	723 (15)	25	1,774	50 [2]
Thai Nisshin Technomic Co., Ltd.	本社及び工場 (タイ)	食品	プレミック ス生産設備	414	132	(注) 4 18 (10)	100	665	230 [0]
Vietnam Nisshin Seifun Co., Ltd.	本社及び工場 (ベトナム)	食品	パスタソー ス生産設備	611	938	- (注) 7 [32]	272	1,823	219 [0]

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、建設仮勘定及びリース資産の合計であります。

2 現在休止中の主要な設備はありません。

3 従業員数の [] は、臨時従業員数を外書きしております。

4 提出会社、日清アソシエイツ(株)などの他の連結会社が所有しており、各社に賃貸しております。

5 提出会社が所有し、賃貸している分を含めて記載しております。

6 帳簿価額の「合計」欄には上記(注) 4 及び 5 の賃借分を含めて記載しております。

7 土地の [] は連結会社以外から賃借している面積を外書きしております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループ(当社及び連結子会社)の設備投資については、生産能力の増強や製品安全等を目的とする投資を中心に計画しております。

当連結会計年度末現在における設備の新設等に係る投資予定金額(支払ベース)は170億円ですが、その所要資金についてはすべて自己資金で充当する予定であります。

重要な設備の新設、除却等の計画は、以下のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

会社名、 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
日清製粉(株) 知多工場	愛知県 知多市	製粉	小麦粉 生産設備	6,000	3,547	自己資金	平成25年 10月	平成27年 5月	原料挽砕屯数 1日当たり 320トン

(2) 重要な設備の除却等

特記すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	932,856,000
計	932,856,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成27年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年6月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	304,357,891	304,357,891	東京証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に制限 のない標準となる株式であ り、単元株式数は100株であ ります。
計	304,357,891	304,357,891		

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき以下の新株予約権を発行しております。

<平成20年8月19日発行の新株予約権>

取締役に対して会社法第361条に定める報酬等として発行している新株予約権

株主総会の普通決議日(平成20年6月26日)、取締役会決議日(平成20年7月30日)		
	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	21(注)1	21(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,410(注)6	25,410(注)6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 1,397,550円 (注)3、6	同左
新株予約権の行使期間	平成22年8月20日～ 平成27年7月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 1,155円 1株当たり資本組入額 578円 (注)6	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,210株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

3 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額(以下「行使価額」という。)を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併(合併により当社が消滅する場合を除く。)を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

4 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

当社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

- 6 平成25年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行い、平成26年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

当社執行役員及び連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行している新株予約権

株主総会の特別決議日（平成20年6月26日）、取締役会決議日（平成20年7月30日）		
	事業年度末現在 （平成27年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年5月31日）
新株予約権の数（個）	74（注）1	67（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）2	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	89,540（注）6	81,070（注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり 1,397,550円 （注）3、6	同左
新株予約権の行使期間	平成22年8月20日～ 平成27年7月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 1,155円 1株当たり資本組入額 578円 （注）6	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,210株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

- 4 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

当社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

- 6 平成25年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行い、平成26年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

<平成21年8月18日発行の新株予約権>

取締役に対して会社法第361条に定める報酬等として発行している新株予約権

株主総会の普通決議日（平成21年6月25日）、取締役会決議日（平成21年7月30日）		
	事業年度末現在 （平成27年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年5月31日）
新株予約権の数（個）	22（注）1	22（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）2	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	26,620（注）6	26,620（注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり 1,132,560円 （注）3、6	同左
新株予約権の行使期間	平成23年8月19日～ 平成28年8月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 936円 1株当たり資本組入額 468円 （注）6	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,210株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

- 4 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

当社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

- 6 平成25年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行い、平成26年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

当社執行役員及び連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行している新株予約権

株主総会の特別決議日（平成21年6月25日）、取締役会決議日（平成21年7月30日）		
	事業年度末現在 （平成27年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年5月31日）
新株予約権の数（個）	90（注）1	90（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）2	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	108,900（注）6	108,900（注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり 1,132,560円 （注）3、6	同左
新株予約権の行使期間	平成23年8月19日～ 平成28年8月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 936円 1株当たり資本組入額 468円 （注）6	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,210株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

- 4 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

当社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

- 6 平成25年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行い、平成26年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

<平成22年8月18日発行の新株予約権>

取締役に対して会社法第361条に定める報酬等として発行している新株予約権

株主総会の普通決議日（平成22年6月25日）、取締役会決議日（平成22年7月29日）		
	事業年度末現在 （平成27年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年5月31日）
新株予約権の数（個）	27（注）1	27（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）2	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	32,670（注）6	32,670（注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり 1,099,890円 （注）3、6	同左
新株予約権の行使期間	平成24年8月19日～ 平成29年8月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 909円 1株当たり資本組入額 455円 （注）6	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,210株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

4 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。
- 合併（当社が消滅する場合に限る）
 - 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - 吸収分割
 - 当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
 - 新設分割
 - 新設分割により設立する株式会社
 - 株式交換
 - 当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - 株式移転
 - 株式移転により設立する株式会社
- 6 平成25年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行い、平成26年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

当社執行役員及び連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行している新株予約権

株主総会の特別決議日（平成22年6月25日）、取締役会決議日（平成22年7月29日）		
	事業年度末現在 （平成27年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年5月31日）
新株予約権の数（個）	89（注）1	87（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）2	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	107,690（注）6	105,270（注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり 1,099,890円 （注）3、6	同左
新株予約権の行使期間	平成24年8月19日～ 平成29年8月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 909円 1株当たり資本組入額 455円 （注）6	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,210株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

- 4 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。
- 合併（当社が消滅する場合に限る）
 - 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - 吸収分割
 - 当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
 - 新設分割
 - 新設分割により設立する株式会社
 - 株式交換
 - 当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - 株式移転
 - 株式移転により設立する株式会社
- 6 平成25年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行い、平成26年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

<平成23年8月18日発行の新株予約権>

取締役に対して会社法第361条に定める報酬等として発行している新株予約権

株主総会の普通決議日（平成23年6月28日）、取締役会決議日（平成23年7月28日）		
	事業年度末現在 （平成27年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年5月31日）
新株予約権の数（個）	53（注）1	48（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）2	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	64,130（注）6	58,080（注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり 1,026,080円 （注）3、6	同左
新株予約権の行使期間	平成25年8月19日～ 平成30年8月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 848円 1株当たり資本組入額 424円 （注）6	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,210株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

4 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。
- 合併（当社が消滅する場合に限る）
 - 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - 吸収分割
 - 当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
 - 新設分割
 - 新設分割により設立する株式会社
 - 株式交換
 - 当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - 株式移転
 - 株式移転により設立する株式会社
- 6 平成25年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行い、平成26年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

当社執行役員及び連結子会社（海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行している新株予約権

株主総会の特別決議日（平成23年6月28日）、取締役会決議日（平成23年7月28日）		
	事業年度末現在 （平成27年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年5月31日）
新株予約権の数（個）	147（注）1	120（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）2	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	177,870（注）6	145,200（注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり 1,026,080円 （注）3、6	同左
新株予約権の行使期間	平成25年8月19日～ 平成30年8月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 848円 1株当たり資本組入額 424円 （注）6	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,210株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

- 4 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。
- 合併（当社が消滅する場合に限る）
 - 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - 吸収分割
 - 当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
 - 新設分割
 - 新設分割により設立する株式会社
 - 株式交換
 - 当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - 株式移転
 - 株式移転により設立する株式会社
- 6 平成25年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行い、平成26年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

<平成24年8月16日発行の新株予約権>

取締役に対して会社法第361条に定める報酬等として発行している新株予約権

株主総会の普通決議日（平成24年6月27日）、取締役会決議日（平成24年7月26日）		
	事業年度末現在 （平成27年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年5月31日）
新株予約権の数（個）	42（注）1	42（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）2	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	50,820（注）6	50,820（注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり 958,320円 （注）3、6	同左
新株予約権の行使期間	平成26年8月17日～ 平成31年8月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 792円 1株当たり資本組入額 396円 （注）6	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,210株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

- 4 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。
- 合併（当社が消滅する場合に限る）
 - 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - 吸収分割
 - 当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
 - 新設分割
 - 新設分割により設立する株式会社
 - 株式交換
 - 当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - 株式移転
 - 株式移転により設立する株式会社
- 6 平成25年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行い、平成26年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

当社執行役員及び連結子会社（海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行している新株予約権

株主総会の特別決議日（平成24年6月27日）、取締役会決議日（平成24年7月26日）		
	事業年度末現在 （平成27年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年5月31日）
新株予約権の数（個）	135（注）1	130（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）2	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	163,350（注）6	157,300（注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり 958,320円 （注）3、6	同左
新株予約権の行使期間	平成26年8月17日～ 平成31年8月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 792円 1株当たり資本組入額 396円 （注）6	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,210株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

- 4 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。
- 合併（当社が消滅する場合に限る）
 - 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - 吸収分割
 - 当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
 - 新設分割
 - 新設分割により設立する株式会社
 - 株式交換
 - 当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - 株式移転
 - 株式移転により設立する株式会社
- 6 平成25年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行い、平成26年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

<平成25年8月20日発行の新株予約権>

取締役に対して会社法第361条に定める報酬等として発行している新株予約権

株主総会の普通決議日（平成25年6月26日）、取締役会決議日（平成25年7月30日）		
	事業年度末現在 （平成27年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年5月31日）
新株予約権の数（個）	96（注）1	96（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）2	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	116,160（注）6	116,160（注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり 1,224,520円 （注）3、6	同左
新株予約権の行使期間	平成27年8月21日～ 平成32年8月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 1,012円 1株当たり資本組入額 506円 （注）6	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,210株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

4 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。
- 合併（当社が消滅する場合に限る）
 - 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - 吸収分割
 - 当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
 - 新設分割
 - 新設分割により設立する株式会社
 - 株式交換
 - 当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - 株式移転
 - 株式移転により設立する株式会社
- 6 平成25年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行い、平成26年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

当社執行役員及び連結子会社（海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行している新株予約権

株主総会の特別決議日（平成25年6月26日）、取締役会決議日（平成25年7月30日）		
	事業年度末現在 （平成27年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年5月31日）
新株予約権の数（個）	213（注）1	213（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）2	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	257,730（注）6	257,730（注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり 1,224,520円 （注）3、6	同左
新株予約権の行使期間	平成27年8月21日～ 平成32年8月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 1,012円 1株当たり資本組入額 506円 （注）6	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,210株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

- 4 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。
- 合併（当社が消滅する場合に限る）
 - 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - 吸収分割
 - 当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
 - 新設分割
 - 新設分割により設立する株式会社
 - 株式交換
 - 当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - 株式移転
 - 株式移転により設立する株式会社
- 6 平成25年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行い、平成26年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

<平成26年8月19日発行の新株予約権>

取締役に対して会社法第361条に定める報酬等として発行している新株予約権

株主総会の普通決議日（平成26年6月26日）、取締役会決議日（平成26年7月29日）		
	事業年度末現在 （平成27年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年5月31日）
新株予約権の数（個）	96（注）1	96（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）2	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	105,600（注）6	105,600（注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり 1,274,900円 （注）3、6	同左
新株予約権の行使期間	平成28年8月20日～ 平成33年8月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 1,159円 1株当たり資本組入額 580円 （注）6	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,100株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

- 4 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。
- 合併（当社が消滅する場合に限る）
 - 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - 吸収分割
 - 当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
 - 新設分割
 - 新設分割により設立する株式会社
 - 株式交換
 - 当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - 株式移転
 - 株式移転により設立する株式会社
- 6 平成26年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

当社執行役員及び連結子会社（海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行している新株予約権

株主総会の特別決議日（平成26年6月26日）、取締役会決議日（平成26年7月29日）		
	事業年度末現在 （平成27年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年5月31日）
新株予約権の数（個）	211（注）1	211（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）2	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	232,100（注）6	232,100（注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり 1,274,900円 （注）3、6	同左
新株予約権の行使期間	平成28年8月20日～ 平成33年8月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 1,159円 1株当たり資本組入額 580円 （注）6	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,100株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

- 4 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。
- 合併（当社が消滅する場合に限る）
 - 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - 吸収分割
 - 当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
 - 新設分割
 - 新設分割により設立する株式会社
 - 株式交換
 - 当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - 株式移転
 - 株式移転により設立する株式会社
- 6 平成26年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年10月1日 (注)1	25,153	276,688		17,117		9,500
平成26年10月1日 (注)2	27,668	304,357		17,117		9,500

(注) 1 平成25年10月1日付で当社普通株式を1株につき1.1株の割合をもって分割いたしました。

2 平成26年10月1日付で当社普通株式を1株につき1.1株の割合をもって分割いたしました。

(6) 【所有者別状況】

平成27年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	86	38	369	374	7	19,313	20,187	-
所有株式数 (単元)	-	1,283,235	73,790	708,707	504,825	83	467,835	3,038,475	510,391
所有株式数 の割合(%)	-	42.23	2.43	23.33	16.61	0.00	15.40	100.00	-

(注) 1 自己株式3,017,134株は「個人その他」に30,170単元及び「単元未満株式の状況」に134株含めて記載しております。なお、自己株式3,017,134株は株主名簿記載上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数は3,016,787株であります。

2 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ24単元及び27株含まれております。

(7)【大株主の状況】

平成27年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本生命保険相互会社	大阪府中央区今橋三丁目5番12号	19,387	6.37
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	16,988	5.58
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	16,737	5.49
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	12,570	4.13
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	11,310	3.71
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	8,448	2.77
丸紅株式会社	東京都千代田区大手町一丁目4番2号	6,284	2.06
住友商事株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	6,091	2.00
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	5,585	1.83
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町一丁目13番2号	5,432	1.78
計		108,837	35.75

(注) 株式会社みずほ銀行及び共同保有者3社から、平成26年5月22日付で大量保有報告書(変更報告書)の写しの提出があり、平成26年5月15日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する保有株式数 の割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	11,381	4.11
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	640	0.23
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	4,226	1.53
みずほ投信投資顧問株式会社	東京都港区三田三丁目5番27号	564	0.20
計		16,813	6.08

(8)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成27年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己株式) 普通株式3,016,700		株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
	(相互保有株式) 普通株式 395,800		同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 300,435,000	3,004,350	同上
単元未満株式	普通株式 510,391		
発行済株式総数	304,357,891		
総株主の議決権		3,004,350	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の「株式数」欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,400株、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が300株含まれております。

2 「完全議決権株式(その他)」の「議決権の数」欄には、証券保管振替機構名義の完全議決権株式に係る議決権が24個、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない完全議決権株式に係る議決権が3個含まれております。

3 「単元未満株式」の「株式数」欄には、証券保管振替機構名義の株式が27株、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が47株含まれているほか、当社所有の自己株式及び相互保有株式が次のとおり含まれております。

自己株式

株式会社日清製粉グループ本社 87株

相互保有株式

日本ロジテム株式会社 55株

千葉共同サイロ株式会社 45株

株式会社若葉商会 30株

【自己株式等】

平成27年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
自己株式 株式会社日清製粉 グループ本社	東京都千代田区神田錦町 一丁目25番地	3,016,700	-	3,016,700	0.99
相互保有株式 石川株式会社	神戸市兵庫区島上町 一丁目2番10号	168,900	-	168,900	0.05
株式会社若葉商会	神戸市灘区摩耶埠頭2番8	124,600	-	124,600	0.04
千葉共同サイロ株式会社	千葉市美浜区新港16番地	95,700	-	95,700	0.03
日本ロジテム株式会社	東京都品川区荏原 一丁目19番17号	6,600	-	6,600	0.00
計		3,412,500	-	3,412,500	1.12

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

平成20年6月26日定時株主総会において決議されたもの

イ 会社法第361条に定める報酬等として当社の取締役に対して付与するストックオプションについて、報酬等の額及び新株予約権の内容が、平成20年6月26日開催の定時株主総会及び平成20年7月30日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成20年6月26日（定時株主総会）及び平成20年7月30日（取締役会）
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。

ロ 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の執行役員及び連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、ストックオプションとして特に有利な条件をもって発行する新株予約権について、募集事項の決定を取締役に委任することが平成20年6月26日開催の定時株主総会において決議され、当該新株予約権の募集事項が平成20年7月30日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成20年6月26日（定時株主総会）及び平成20年7月30日（取締役会）
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員及び連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く）の取締役の一部の者、合計36名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。

平成21年6月25日定時株主総会において決議されたもの

イ 会社法第361条に定める報酬等として当社の取締役に対して付与するストックオプションについて、報酬等の額及び新株予約権の内容が、平成21年6月25日開催の定時株主総会及び平成21年7月30日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成21年6月25日（定時株主総会）及び平成21年7月30日（取締役会）
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。

ロ 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の執行役員及び連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、ストックオプションとして特に有利な条件をもって発行する新株予約権について、募集事項の決定を取締役に委任することが平成21年6月25日開催の定時株主総会において決議され、当該新株予約権の募集事項が平成21年7月30日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成21年6月25日（定時株主総会）及び平成21年7月30日（取締役会）
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員及び連結子会社（上場会社とその子会社及び海外の子会社を除く）の取締役の一部の者 合計35名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。

平成22年6月25日定時株主総会において決議されたもの

イ 会社法第361条に定める報酬等として当社の取締役に対して付与するストックオプションについて、報酬等の額及び新株予約権の内容が、平成22年6月25日開催の定時株主総会及び平成22年7月29日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成22年6月25日（定時株主総会）及び平成22年7月29日（取締役会）
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。

ロ 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の執行役員及び連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、ストックオプションとして特に有利な条件をもって発行する新株予約権について、募集事項の決定を取締役に委任することが平成22年6月25日開催の定時株主総会において決議され、当該新株予約権の募集事項が平成22年7月29日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成22年6月25日（定時株主総会）及び平成22年7月29日（取締役会）
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員及び連結子会社（上場会社とその子会社及び海外の子会社を除く）の取締役の一部の者 合計36名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。

平成23年6月28日定時株主総会において決議されたもの

イ 会社法第361条に定める報酬等として当社の取締役に対して付与するストックオプションについて、報酬等の額及び新株予約権の内容が、平成23年6月28日開催の定時株主総会及び平成23年7月28日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成23年6月28日（定時株主総会）及び平成23年7月28日（取締役会）
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 13名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。

ロ 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の執行役員及び連結子会社（海外の子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、ストックオプションとして特に有利な条件をもって発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することが、平成23年6月28日開催の定時株主総会において決議され、当該新株予約権の募集事項が平成23年7月28日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成23年6月28日（定時株主総会）及び平成23年7月28日（取締役会）
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員及び連結子会社（海外の子会社を除く）の取締役の一部の者 合計52名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。

平成24年6月27日定時株主総会において決議されたもの
イ 会社法第361条に定める報酬等として当社の取締役に対して付与するストックオプションについて、報酬等の額及び新株予約権の内容が、平成24年6月27日開催の定時株主総会及び平成24年7月26日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成24年6月27日（定時株主総会）及び平成24年7月26日（取締役会）
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 15名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。

ロ 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の執行役員及び連結子会社（海外の子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、ストックオプションとして特に有利な条件をもって発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することが、平成24年6月27日開催の定時株主総会において決議され、当該新株予約権の募集事項が平成24年7月26日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成24年6月27日（定時株主総会）及び平成24年7月26日（取締役会）
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員及び連結子会社（海外の子会社を除く）の取締役の一部の者 合計44名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。

平成25年6月26日定時株主総会において決議されたもの

イ 会社法第361条に定める報酬等として当社の取締役に対して付与するストックオプションについて、報酬等の額及び新株予約権の内容が、平成25年6月26日開催の定時株主総会及び平成25年7月30日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成25年6月26日（定時株主総会）及び平成25年7月30日（取締役会）
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。

ロ 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の執行役員及び連結子会社（海外の子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、ストックオプションとして特に有利な条件をもって発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することが、平成25年6月26日開催の定時株主総会において決議され、当該新株予約権の募集事項が平成25年7月30日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成25年6月26日（定時株主総会）及び平成25年7月30日（取締役会）
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員及び連結子会社（海外の子会社を除く）の取締役の一部の者 合計45名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。

平成26年6月26日定時株主総会において決議されたもの

イ 会社法第361条に定める報酬等として当社の取締役に対して付与するストックオプションについて、報酬等の額及び新株予約権の内容が、平成26年6月26日開催の定時株主総会及び平成26年7月29日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成26年6月26日（定時株主総会）及び平成26年7月29日（取締役会）
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。

ロ 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の執行役員及び連結子会社（海外の子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、ストックオプションとして特に有利な条件をもって発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することが、平成26年6月26日開催の定時株主総会において決議され、当該新株予約権の募集事項が平成26年7月29日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成26年6月26日（定時株主総会）及び平成26年7月29日（取締役会）
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員及び連結子会社（海外の子会社を除く。）の取締役の一部の者 合計44名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。

平成27年6月25日定時株主総会において決議されたもの
イ 会社法第361条に定める報酬等として当社の取締役に対して付与するストックオプションについて、報酬等の額及び新株予約権の内容が、平成27年6月25日開催の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成27年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	111,000株を上限とする
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 人数につきましては、この有価証券報告書提出日以降に開催される取締役会で決議いたします。

2 新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個当たりの目的である株式の数1,000株を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.025を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。

但し、当該金額が、割当日（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

3 割当日後2年を経過した日から平成34年8月1日まで

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

当社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

- 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の執行役員及び連結子会社（海外の子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、ストックオプションとして特に有利な条件をもって発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することが、平成27年6月25日開催の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成27年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員及び連結子会社（海外の子会社を除く。）の取締役の一部の者（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	215,000株を上限とする。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	（注）2
新株予約権の行使期間	（注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

（注）1 人数につきましては、この有価証券報告書提出日以降に開催される取締役会で決議いたします。

- 2 新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個当たりの目的である株式の数1,000株を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.025を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。

但し、当該金額が、割当日（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

- 3 割当日後2年を経過した日から平成34年8月1日まで

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

当社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	312,932	20,303,490
当期間における取得自己株式	821	1,233,151

- (注) 1 平成26年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。当事業年度における取得自己株式の株式数には、株式分割による増加株式数294,604株を含んでおります。
- 2 当期間における取得自己株式には、平成27年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (新株予約権の権利行使)	485,980	456,129,410	55,660	49,608,790
(単元未満株式の売渡請求による売渡し)	613	696,180	26	39,832
保有自己株式数	3,016,787	-	2,961,922	-

- (注) 当期間における保有自己株式数には、平成27年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使による減少、並びに単元未満株式の買取り・売渡請求に基づく売渡しによる増減は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、現在及び将来の収益状況及び財務状況を勘案するとともに、連結ベースでの配当性向30%以上を基準として配当を継続的に行うことを基本方針としております。また、翌事業年度より連結ベースでの配当性向の基準を40%以上に引き上げ、株主の皆様のご期待にこたえてまいりたいと存じます。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関につきましては、会社法第459条第1項の規定に基づき、法令に別段の定めのある場合を除いて、株主総会決議に加え取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。また、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度は、平成26年10月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行いました。年間配当におきましては、株式分割に伴う1株当たりの配当金の調整は行わず、期末配当総額を増加させ実質増配とするほか、さらに期末配当を2円増額して、1株当たり22円といたしました。この結果、配当性向は連結39.6%(個別93.2%)、純資産配当率は連結1.8%(個別2.4%)となります。

内部留保資金におきましては、新経営計画「NNI-120」に基づき、成長に向けた重点分野に対する積極的な戦略投資への配分を行い、将来の企業価値を高めていくと同時に、配当、自己株式取得等の株主還元施策についてもこれまで以上に積極的、機動的に行ってまいります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成26年10月30日 取締役会決議	2,737	10
平成27年6月25日 定時株主総会決議	3,616	12

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第167期	第168期	第169期	第170期	第171期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
最高(円)	1,234	1,036	1,355	1,368 1,157	1,352 1,484
最低(円)	824	893	855	1,030 939	1,101 987

- (注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における市場相場であります。
2 平成25年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。第170期の印は当該株式分割による権利落後の最高・最低株価を示しております。
3 平成26年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。第171期の印は当該株式分割による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成26年 10月	11月	12月	平成27年 1月	2月	3月
最高(円)	1,131	1,202	1,217	1,464	1,461	1,484
最低(円)	987	1,111	1,120	1,187	1,365	1,401

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における市場相場であります。

5【役員の状況】

男性 19名 女性 -名(役員のうち女性の比率 -%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 取締役社長		大 枝 宏 之	昭和32年3月12日生	昭和55年4月 当社入社 平成20年6月 当社執行役員 " 20年6月 日清製粉株式会社常務取締役業 務本部長 " 21年6月 当社取締役 " 22年6月 日清製粉株式会社専務取締役業 務本部長 " 23年4月 当社取締役社長(現在) " 24年4月 日清製粉株式会社取締役社長兼 任 " 27年4月 日清製粉株式会社取締役会長兼 任(現在)	(注)3	66
取締役副社長		池 田 和 穗	昭和22年9月14日生	昭和46年4月 当社入社 平成14年6月 当社執行役員 " 15年6月 日清フーズ株式会社常務取締役 経営企画部長 " 16年6月 当社取締役 " 16年6月 日清フーズ株式会社取締役社長 兼任 " 21年6月 当社常務取締役 " 23年6月 当社専務取締役 " 24年6月 当社取締役副社長(現在) " 24年6月 日清フーズ株式会社取締役会長 兼任 " 24年10月 日清製粉プレミックス株式会社 取締役社長兼任 " 26年6月 日清フーズ株式会社取締役 (現在)	(注)3	57
専務取締役	経理・財務 本部長	中 川 雅 夫	昭和28年8月17日生	昭和52年4月 当社入社 平成20年6月 当社執行役員 " 20年6月 日清フーズ株式会社専務取締役 " 21年6月 日清フーズ株式会社専務取締役 業務本部長 " 21年11月 日清フーズ株式会社専務取締役 業務本部長兼経営企画本部長 " 23年9月 日清フーズ株式会社専務取締役 経営企画本部長 " 24年6月 当社常務取締役経理・財務本部 長 " 27年6月 当社専務取締役経理・財務本部 長(現在)	(注)3	23
専務取締役	総務本部長	滝 澤 道 則	昭和29年3月27日生	昭和51年4月 当社入社 平成17年6月 当社執行役員総務本部法務グ ループ長 " 18年6月 当社執行役員総務本部法務部長 " 21年6月 当社執行役員内部統制部長 " 23年6月 当社執行役員企画本部長代行 " 23年7月 当社執行役員企画本部長 " 24年6月 当社取締役企画本部長 " 25年6月 当社常務取締役総務本部長 " 27年6月 当社専務取締役総務本部長 (現在)	(注)3	19

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
常務取締役	R&D・品質保証本部長	原 田 隆	昭和32年2月9日生	昭和54年4月 平成21年6月 " 21年6月 " 22年6月 " 27年6月	当社入社 当社執行役員 日清製粉株式会社取締役鶴見工場長 当社取締役R&D・品質保証本部長 当社常務取締役R&D・品質保証本部長(現在)	(注)3	15
常務取締役	企画本部長	毛 利 晃	昭和31年12月16日生	昭和54年4月 平成18年4月 " 18年6月 " 22年6月 " 24年6月 " 25年6月 " 27年6月	当社入社 イニシオフーズ株式会社常務取締役経理部長 イニシオフーズ株式会社常務取締役管理部長 当社経理・財務本部財務部長 当社執行役員経理・財務本部財務部長 当社取締役企画本部長 当社常務取締役企画本部長(現在)	(注)3	13
常務取締役		岩 崎 浩 一	昭和31年9月12日生	昭和55年4月 平成22年6月 " 22年6月 " 24年6月 " 24年6月 " 26年6月	当社入社 当社執行役員 日清フーズ株式会社常務取締役営業本部長 当社取締役 日清フーズ株式会社取締役社長兼任(現在) 当社常務取締役(現在)	(注)3	24
常務取締役		見 目 信 樹	昭和36年2月13日生	昭和59年4月 平成23年9月 " 24年6月 " 24年9月 " 25年6月 " 25年6月 " 27年4月 " 27年6月	当社入社 日清製粉株式会社常務取締役管理部長 当社執行役員 日清製粉株式会社常務取締役 当社取締役 日清製粉株式会社専務取締役 日清製粉株式会社取締役社長兼任(現在) 当社常務取締役(現在)	(注)3	16
取締役	技術本部長	小 高 聡	昭和33年11月18日生	昭和58年4月 平成24年4月 " 24年6月 " 27年6月	当社入社 日清製粉株式会社取締役生産本部長 当社執行役員 当社取締役技術本部長(現在)	(注)3	8
取締役		中 川 真佐志	昭和30年2月19日生	昭和53年4月 平成19年6月 " 21年6月 " 23年6月 " 24年6月	オリエンタル酵母工業株式会社入社 オリエンタル酵母工業株式会社常務取締役食品事業本部長 オリエンタル酵母工業株式会社常務取締役事業本部管掌 オリエンタル酵母工業株式会社取締役社長(現在) 当社取締役(現在)	(注)3	15

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役		山田 貴夫	昭和35年9月27日生	昭和58年4月 平成23年6月 " 24年6月 " 25年6月 " 25年6月 " 27年4月	当社入社 日清製粉株式会社取締役東京営業部長 当社執行役員 当社取締役(現在) 日清製粉株式会社常務取締役営業本部長 日清製粉株式会社専務取締役営業本部長(現在)	(注)3	9
取締役		佐藤 潔	昭和31年8月19日生	昭和54年4月 平成20年6月 " 22年2月 " 26年6月 " 26年6月	当社入社 日清ファルマ株式会社取締役事業開発部長 日清ファルマ株式会社取締役研究開発本部長 当社取締役(現在) 日清ファルマ株式会社取締役社長兼任(現在)	(注)3	10
取締役		三村 明夫	昭和15年11月2日生	昭和38年4月 平成5年6月 " 9年4月 " 12年4月 " 15年4月 " 18年6月 " 20年4月 " 21年6月 " 24年10月 " 25年6月 " 25年11月	富士製鐵株式会社入社 新日本製鐵株式会社取締役 同社常務取締役 同社代表取締役副社長 同社代表取締役社長 当社監査役 新日本製鐵株式会社代表取締役会長 当社取締役(現在) 新日鐵住金株式会社取締役相談役 同社相談役 同社相談役名誉会長(現在)	(注)3	26
取締役		伏屋 和彦	昭和19年1月26日生	昭和42年4月 平成11年7月 " 13年7月 " 14年7月 " 18年1月 " 20年2月 " 21年1月 " 21年6月 " 27年6月	大蔵省入省 国税庁長官 国民生活金融公庫副総裁 内閣官房副長官補 会計検査院検査官 会計検査院長 定年退官 当社監査役 当社取締役(現在)	(注)3	-
監査役	常勤	正木 康彦	昭和31年10月16日生	昭和54年4月 平成21年6月 " 25年6月	当社入社 当社総務本部秘書兼同本部秘書室長 当社監査役(現在)	(注)4	2
監査役	常勤	吉 馴 和 哉	昭和29年8月30日生	昭和52年4月 平成23年6月 " 26年6月	当社入社 当社内部統制部長 当社監査役(現在)	(注)5	17
監査役		河 和 哲 雄	昭和22年6月15日生	昭和50年4月 平成8年4月 " 14年8月 " 14年9月 " 19年6月	弁護士登録 河和法律事務所所長(現在) 法制審議会会社法(現代化関係)部会委員 日本弁護士連合会司法制度調査会特別委嘱委員(現在) 当社監査役(現在)	(注)6	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
監査役		伊 東 敏	昭和17年7月25日生	昭和42年1月 " 45年12月 " 53年9月 平成5年10月 " 13年8月 " 14年4月 " 19年3月 " 22年6月	アーサー・アンダーセン・アンド・カンパニー日本事務所入所 公認会計士登録 アーサー・アンダーセン・アンド・カンパニー パートナー 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)代表社員 伊東公認会計士事務所所長(現在) 中央大学会計専門大学院(現中央大学専門職大学院)特任教授 同大学専門職大学院特任教授退任 当社監査役(現在)	(注)5	-
監査役		永 井 素 夫	昭和29年3月4日生	昭和52年4月 平成19年4月 " 23年4月 " 23年6月 " 26年4月 " 26年6月 " 27年6月	株式会社日本興業銀行入行 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員 みずほ信託銀行株式会社副社長執行役員 同行取締役副社長(代表取締役)兼副社長執行役員 同行理事 同行理事退任 当社監査役(現在)	(注)6	-
計							327

- (注) 1 取締役 三村明夫、伏屋和彦の両氏は、社外取締役であります。
2 監査役 河和哲雄、伊東敏、永井素夫の各氏は、社外監査役であります。
3 平成27年6月25日開催の定時株主総会での選任後、平成28年3月期に係る定時株主総会の終結の時まで。
4 平成25年6月26日開催の定時株主総会での選任後、平成29年3月期に係る定時株主総会の終結の時まで。
5 平成26年6月26日開催の定時株主総会での選任後、平成30年3月期に係る定時株主総会の終結の時まで。
6 平成27年6月25日開催の定時株主総会での選任後、平成31年3月期に係る定時株主総会の終結の時まで。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社及び当社グループにおけるコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。なお、記載は有価証券報告書提出日(平成27年6月25日)現在の状況に基づき行っております。

企業統治の体制

(企業統治に関する基本的な考え方)

当社は、株主をはじめとする各ステークホルダーに対して経営の透明性を実現することをコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。

そのために、経営の意思決定の迅速化を図りながら機能的な経営組織の整備を進めるとともに責任の明確化や、効率的な経営の推進を目指しております。具体的な取組みとしては、「持株会社制度」を採用し、持株会社が常に事業子会社を株主の視点から評価・監督する仕組みを導入しております。また、「機能的な取締役会」を確立し、意思決定のより一層の迅速化、適確化を図るとともに、「監査制度の充実」を目指し、法の定める監査役・会計監査人機能の強化に加え、内部統制システムの評価及び設備・安全、環境保全、品質保証などに関する専門監査も制度化した上で、その効果的な運用のための組織作り・システム作りを行い、コーポレート・ガバナンス機能強化の体制を構築しております。

なお、当社は監査役制度を採用しております。監査役は取締役会等の重要会議への出席や代表取締役との定期的な会合の開催などを実施し、経営全般に対して監査を実施しております。

(企業統治の体制の概要、企業統治の体制を採用する理由)

1) 持株会社制度の採用

当社は戦略的思考を持って全社の資源を効果的に活用し、ガバナンスを効かせながらグループ全体を運営していくことを目的とした持株会社制度を採用し、経営の適時、適確な意思決定を図り、機能的で責任が明確となった業務執行を遂行しております。

2) 経営体制

当社は取締役会において第三者的視点で当社の経営に意見をいただくよう独立性の高い社外取締役を2名指名しております。また、業務執行の迅速化を高めるために執行役員制度を導入しております。一方、経営方針等の重要事項に関する意思決定及び業務執行の監督機関として取締役会の他に、当社グループ及びグループ各社の経営に関する重要事項の協議並びに情報交換を行うために取締役及び監査役を中心にメンバー構成したグループ運営会議を設置しております。グループ運営会議は原則として毎月2回開催する他、必要に応じて随時開催し、取締役会の意思決定の支援を行っています。

3) 監査体制

当社は監査役5名で、監査役会を組織し、監査基準及び監査計画に従い、取締役会等の重要会議に出席し、また、代表取締役との定期的な会合を行っております。監査役の内2名は常勤監査役で、主要子会社監査役を兼任し、日清製粉グループ各社の監査を行っております。また、主要子会社には常勤の監査役を置き、定期的に日清製粉グループ監査役連絡会を行っております。監査役監査を支える人材・体制については、監査役の職務を補助する者として監査役付8名を置き、監査体制の充実を図っております。当社及び主要子会社は新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を委嘱しております。

4) 企業統治体制選択の理由

上記1)の当社が採用する持株会社制度の機能を最大限発揮するために、取締役会は、()持株会社専任にて事業子会社を株主の視点から評価・監督する取締役と、()主要事業の市場環境及び経営に精通し、主要な事業子会社の経営者の立場を兼務する取締役、並びに()独立した第三者的視点を有し、それぞれの豊富な経験と幅広い見識に基づき当社経営を監督する社外取締役により構成しております。各ステークホルダーに対して経営の透明度を高め、責任ある経営を実践するために相応しい体制であると考えております。なお、社外取締役には、取締役会においてそれぞれの豊富な経験と幅広い見識に基づき、意見を述べていただいております。社外取締役の意見は株主及び当社を取り巻く一般社会の視点に立ったもので、極めて貴重な意見であり、当社の経営において参考しております。

(責任限定契約の内容の概要)

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。

(内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況)

当社の内部統制システムは、業務執行組織における指揮命令系統の確立及び権限と責任の明確化、業務執行組織における長又は組織管理者による統制、組織間(例えば業務部門と経理部門)の内部牽制を基盤とし、あわせて次の体制をとることとしております。

- 1) 当社及びその子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 日清製粉グループでは、「日清製粉グループの企業行動規範及び社員行動指針」を策定しており、当社及び子会社社長並びに取締役は「企業行動規範」及び「社員行動指針」の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上関係者に周知徹底する。また、社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制の整備を行うとともに、企業倫理の徹底を図る。
 - (b) 当社及び子会社の監査役は、それぞれの取締役の職務の執行を監査し、また、取締役が、内部統制システムを適切に構築・運用しているかを監視し検証する。
 - (c) 当社代表取締役直轄の組織である内部統制部は、日清製粉グループの内部統制システムの整備・運用を指導する。また、内部統制部は、独立組織として、日清製粉グループの内部統制システムの評価及び業務に係る内部監査を行う。
 - (d) 日清製粉グループ横断的なCSR(企業の社会的責任)については、当社の「社会委員会」が、企業倫理・コンプライアンスを含めたCSR全般にわたる協議を行い、日清製粉グループでの実践に向けた施策を促進し、法令・定款・社会規範遵守の周知徹底を図る。
 - (e) 日清製粉グループでは、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的な勢力からの不当な要求には屈することなく、外部の専門機関と連携して、組織的に対応する。
 - (f) 当社は、日清製粉グループの社員等からの通報を受け、違反行為を早期に発見・対応すべく設置した「コンプライアンス・ホットライン制度」を維持・整備する。
- 2) 当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 日清製粉グループでは、事業活動に係る案件については、その重要性・影響度等に応じて決裁ないしは報告手続を定め、実施前にリスク判断も含めた検討を行う。
 - (b) 日清製粉グループでは、「日清製粉グループリスクマネジメント規程」に基づき、リスク評価とリスク対策レビューを実施するとともに、当社の「リスクマネジメント委員会」は、子会社が評価したリスクに対し適切なコントロールが構築されているか、リスクの漏れがないか等について、確認・指導し、日清製粉グループ全体のリスクマネジメントを統括する。
 - (c) 日清製粉グループでは、「日清製粉グループクライシスコントロール規程」に基づき、社員等は、クライシスが発生したとき又はそのおそれが生じたときは、損失の危険を早期に発見・対応すべく、指定された日清製粉グループの連絡先に通報する。また、クライシスが発生した場合、当社は、速やかに対策本部を設置し、適切な対応を行うことによって、損害を最小限にとどめる。
 - (d) 当社及び子会社の監査役は、それぞれの取締役が会社に著しい損害又は重大な事故を招くおそれがあると認めたととき、取締役に対し助言・勧告等必要な措置を講ずる。
- 3) 当社及びその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 当社及び子会社は、取締役会における決議事項・報告事項、稟議における社長決裁事項・担当取締役決裁事項等により責任と権限を明確化しており、取締役は適正かつ迅速な職務執行を行う。
 - (b) 日清製粉グループでは、事業戦略及びその方向性を明確化し、各子会社の利益計画もこれに沿って単年度ごとに策定、取締役の任期も1年とし、責任を明確化する。さらに、取締役会は毎月業績をレビューし、改善策を検討・実施する。
- 4) 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (a) 日清製粉グループは持株会社制度を採用しており、持株会社である当社が常に子会社を株主の視点から評価・監督する。
 - (b) 子会社の事業活動に係る重要案件に関しては、当社の取締役会に付議ないし報告すべき基準を定める。

- (c) 日清製粉グループでは、「日清製粉グループの企業行動規範及び社員行動指針」を定め、「企業理念」・「経営基本方針」・「ステークホルダーに対する基本姿勢」・「企業行動規範」・「社員行動指針」を明示するとともに、その周知徹底を図る。
 - (d) 日清製粉グループでは、連結財務諸表等の財務報告の信頼性を確保するために、各業務の手順・方法を定め、不正・誤謬を排除する体制を整備・運用する。
 - (e) 当社監査役及び子会社監査役は定期的に「日清製粉グループ監査役連絡会」を開催し、監査事例等についての意見交換を行い、各課題の共有化を図る。
 - (f) 当社は、設備・安全監査、環境監査、品質保証監査等の専門監査を日清製粉グループを対象として行う。
 - (g) 当社代表取締役直轄の組織である内部統制部は、日清製粉グループの内部統制システムの整備・運用を指導する。また、内部統制部は、独立組織として、日清製粉グループの内部統制システムの評価及び業務に係る内部監査を行う。
 - (h) 日清製粉グループの各子会社は、社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制システムの整備・運用を推進する。
- 5) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会議事録・稟議書を始めとする職務の執行に係る文書その他の情報については、機密情報として規程に従い適切に保存・管理する。
- 6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査役は職務を補助する者として監査役付を置き、監査役監査に当たって監査役付は監査役の命を受け業務を補助し、人事異動等に関しては監査役の同意を得て行う。
 - (b) 取締役は監査役付の業務執行に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することがないよう留意するものとする。
- 7) 当社の取締役及び使用人並びにその子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- (a) 当社監査役は取締役会のほか重要な会議（「グループ運営会議」・「債権管理委員会」・「規範倫理委員会」等）に出席し、適宜意見を述べる。
 - (b) 当社監査役会は、必要に応じて監査役会において、会計監査人・取締役・内部統制部等に対して報告を求める。
 - (c) 当社及び子会社の取締役は会社に著しい損害又は重大な事故を招くおそれがあると認めるとき、速やかにそれぞれの監査役に報告するとともに、各子会社の監査役は当社監査役にも報告する。
 - (d) 子会社の監査役によって実施された監査結果は、当社監査役会にも報告される。
 - (e) 当社内部統制部による内部統制評価結果及び内部監査結果は、当社監査役会にも報告される。
 - (f) 当社による設備・安全監査、環境監査、品質保証監査等の専門監査の結果は、当社監査役会にも報告される。
 - (g) 「コンプライアンス・ホットライン」による情報は、速やかに当社監査役に報告される。
 - (h) 当社の本部長及び子会社社長の交代の際の引継書は当社監査役会にも提出する。
 - (i) 当社及び子会社の稟議はすべてそれぞれの監査役に回付する。
- 8) 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
「コンプライアンス・ホットライン」の通報者を含む前項の報告者は、当該報告等を行ったことをもって人事制度上その他いかなる意味においても不利益な取扱いとはされない。
- 9) 当社の監査役は職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役は職務の執行について生ずる費用に関しては予算化し、予算外の費用についても、会社法388条に基づいて、当該監査役は職務の執行に必要ではないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- 10) その他当社の監査役は監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。

<反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況>

市民社会の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力からの不当な要求には、屈することなく外部の専門機関と連携して、組織的に対応することとし、以下の体制をとっております。

- (a) 日清製粉グループの「企業行動規範」では、関連法規や社会規範等を遵守する旨を定め、「社員行動指針」でも、社員は反社会的勢力からの不当な要求には、屈することなく毅然として対決することを定めている。
- (b) 日清製粉グループ本社内に対応統括部署を設置するとともに不当要求防止責任者を配置しており、反社会的勢力に関する情報収集を行うとともに、外部の専門機関と連携して、組織的に対応している。また、倫理・コンプライアンス研修等を通じて組織的な対応の周知徹底を図っている。
- (c) 日清製粉グループ本社内にグループ各社の委員にて構成する規範倫理委員会、主要子会社には社会規範委員会を設置し、委員会では反社会的勢力からの不当な要求に屈することのないよう都度徹底すると共に、利益供与等不正支出がないことの確認を行っている。

(リスク管理体制の整備の状況)

「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に記載のとおり、以下の体制を敷いております。

日清製粉グループでは、企業の社会的責任遂行のため、「日清製粉グループの企業行動規範及び社員行動指針」を策定しております。この内容を社員が正しく理解し、実践できるよう研修を始めとする全社的な啓発活動を実施すると同時に、その実効を期するため、環境監査等の各種専門監査を行うとともに、外部の弁護士及び社内担当部署に直接通報できる「コンプライアンス・ホットライン制度」を導入しております。

また、クライシス発生予防及び発生時の適切な対応を確保するために、「日清製粉グループリスクマネジメント規程」及び「日清製粉グループクライシスコントロール規程」を整備し、リスクマネジメント及びクライシスの定義を明確に定めるとともに、当社に「リスクマネジメント委員会」を設置し、日清製粉グループ全体のリスクマネジメントを統括しております。なお、日清製粉グループの社員はクライシスが発生した際には当社「コールセンター」に報告することを義務付けられており、それらの情報は迅速に経営トップに報告され、適切な初動対応により損害を最小限に抑える仕組みとなっております。

内部監査及び監査役監査の状況

当社は内部監査部門として内部統制部及び設備・安全、環境保全、品質保証の各監査を担当する専門スタッフを置き、日清製粉グループ各社の内部監査を実施しております。内部統制部並びに専門スタッフの人員は、内部統制部20名、設備・安全監査担当8名、環境監査担当5名、品質保証監査担当7名であります。

当社は監査役5名で、監査役会を組織し、監査基準及び監査計画に従い、監査役監査を実施しております。監査役の内2名は常勤監査役で、主要子会社監査役を兼任し、日清製粉グループ各社の監査を行っております。また、監査役の職務を補助する者として監査役付8名を置き、監査体制の充実を図っております。

なお、監査役吉馴和哉氏は、経理・財務の業務経験を有しており、また、監査役伊東敏氏は、公認会計士の資格を有しております。

当社監査役と内部統制部は監査結果をその都度相互に報告し、主要子会社監査役及び専門監査スタッフは監査結果を当社監査役及び内部統制部に報告し、連携を図っております。また、当社監査役と子会社監査役及び内部統制部とは定期的に日清製粉グループ監査役連絡会を開催し、監査事例等について意見交換を行い、問題意識の共有化を図り、グループ全体の監査品質の向上に努めております。

当社及び主要子会社は新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を委嘱しております。当社監査役及び各子会社監査役は、同監査法人と定期的に連絡会を開催し、監査計画及び監査結果について報告並びに説明を受け、情報交換を行うなど連携を図っております。

当社監査役は代表取締役及び総務・法務、経理・財務等を担当する取締役と定期的に会合を実施し、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。

社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

社外取締役及び社外監査役の各氏並びに各氏の所属している会社等と当社との間には、「主要な取引先」に該当する取引関係はなく、人的関係、資本的關係その他の利害関係もありません。

取締役三村明夫氏には独立した社外取締役として、当社の業務執行に対する適切な助言、監督を行っていただいております。取締役伏屋和彦氏は、平成27年6月25日開催の定時株主総会で新たに選任されましたが、同氏にも独立した社外取締役として、当社の業務執行に対する適切な助言、監督を行っていただけるものと判断しております。また、監査役河和哲雄氏及び伊東敏氏には独立した社外監査役として、当社経営への監査を客観的に行っていただいております。監査役永井素夫氏は、平成27年6月25日開催の定時株主総会で新たに選任されましたが、同氏にも独立した社外監査役として、当社経営への監査を客観的に行っていただけるものと判断しております。

取締役三村明夫氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき当社の業務執行に対する適切な助言、監督を行っていただいております。社外取締役として適任な方と判断いたしました。取締役伏屋和彦氏は、大蔵省（現財務省）等において要職を歴任し、豊富な経験と高度な専門的知識を有する方であり、当社の業務執行に対する適切な助言、監督を行っていただくため、社外取締役として選任いたしました。監査役河和哲雄氏は、弁護士としての豊富な知識と経験に基づき適法性の観点から適切に監査を行っていただいております。社外監査役として適任な方と判断いたしました。監査役伊東敏氏は、公認会計士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する高度な専門的知識に基づき適切に監査を行っていただいております。社外監査役として適任な方と判断いたしました。監査役永井素夫氏は、金融機関の経営者として培われた会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有する方であり、その見識を活かした監査を行っていただくため、社外監査役として選任いたしました。社外取締役及び社外監査役に対しては、秘書室が窓口となり、取締役会に付議する議案について事前説明が必要な場合は提案部署と連携して対応しております。その上で社外取締役及び社外監査役は、取締役会に出席し、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行っております。さらに、社外監査役は、監査役会において常勤の監査役から監査の実施状況について報告を受けるとともに、監査法人との定期的な連絡会にも出席しております。

なお、当社は、東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえて「社外役員の独立性に関する基準」を以下のとおり定めております。

<社外役員の独立性に関する基準>

当社の社外取締役又は社外監査役が独立性を有しているとは判断されるには、当該社外取締役又は社外監査役が以下のいずれの基準にも該当してはならないこととしています。

- 1) 当社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当社の主要な取引先若しくはその業務執行者（下記 2)に該当する者を除く。）

「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の年間連結売上高（これに準ずるものを含む。以下同じ。）の2%又は1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを、当社から受けた者をいう。

「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の年間連結売上高の2%相当額以上の支払いを当社に行った者をいう（当社が借入れをしている金融機関については、当社の資金調達において必要不可欠であり代替性がない程度に依存している金融機関に限る。）。

- 2) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合、事務所等の団体である場合は、当該団体に所属する者を含むものとする。）

「多額の金銭その他の財産」とは、直近事業年度におけるその者の年間売上高（当該財産を得ている者が法人、組合、事務所等の団体である場合は当該団体の年間連結売上高）の10%又は1,000万円のいずれか高い方の額以上の金銭又は財産（役員報酬を除く。）をいう。

- 3) 最近において次の(a)から(d)までのいずれかに該当していた者。但し、(c)については、社外監査役の独立性を判断する場合にのみ適用する。

- (a) 上記 1)又は 2)に掲げる者
- (b) 当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
- (c) 当社の親会社の監査役
- (d) 当社の兄弟会社の業務執行者

「最近において次の(a)から(d)までのいずれかに該当していた」場合とは、実質的に現在(a)から(d)までに掲げる事由に該当している者と同視できるような場合をいい、当該独立役員を社外取締役又は社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が当社取締役会で決定された時点において、(a)から(d)までのいずれかに該当していた場合をいう。

- 4) 次の(a)から(g)までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の二親等内の近親者。但し、(c)及び(e)は、社外監査役の独立性を判断する場合にのみ適用する。

- (a) 上記 1)から 3)までに掲げる者
- (b) 当社の子会社の業務執行者
- (c) 当社の子会社の業務執行者でない取締役
- (d) 当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
- (e) 当社の親会社の監査役
- (f) 当社の兄弟会社の業務執行者

- (g) 最近において(b)、(c)又は当社の業務執行者（社外監査役の独立性判断にあたっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

「重要でない」に該当するか否かについては、会社法施行規則第74条第4項第6号ホ等に準じて判断され、具体的には、上記1)の業務執行者については各会社・取引先の役員・部長クラスの者、上記 2)の所属する

者については各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士（いわゆるアソシエイトを含む。）が「重要」な者に該当します。

「近親者」とは、二親等内の親族をいいます。なお、離婚、離縁などによって親族関係が解消されている場合は、ここにおける近親者としては取り扱いません。

役員報酬等

イ．提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	
取締役(社外取締役を除く。)	243	174	10	58	13
監査役(社外監査役を除く。)	26	26	-	-	3
社外役員	47	46	1	-	5

ロ．提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、平成18年6月28日開催の第162回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額3億5000万円以内、監査役の報酬額は年額9000万円以内と決議しております。また、各取締役の報酬については取締役会において決議し、各監査役の報酬については監査役の協議により決定しております。なお、当社の役員の報酬は、役位に応じた基本報酬と業績等による変動要素を勘案した報酬で構成することとしております。

株式の保有状況

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
50銘柄 82,702百万円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
(前事業年度)
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
山崎製パン(株)	11,062,343	12,644	当社グループが投資株式発行者(グループ会社を含む)に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため
三菱商事(株)	3,038,474	5,803	同上
日清食品ホールディングス(株)	1,264,982	5,662	当社グループが投資株式発行者のグループ会社に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため
住友商事(株)	4,180,244	5,497	当社グループが投資株式発行者(グループ会社を含む)に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため
(株)三井住友フィナンシャルグループ	674,394	2,974	当社グループと投資株式発行者のグループ会社との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	4,227,150	2,409	同上
丸紅(株)	3,135,511	2,219	当社グループが投資株式発行者(グループ会社を含む)に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため
(株)ニチレイ	4,316,500	1,933	当社グループが投資株式発行者のグループ会社に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため
キョーリン製薬ホールディングス(株)	754,000	1,574	当社グループが投資株式発行者のグループ会社に商品及び製品を販売しており、その取引関係を維持・拡大するため
清水建設(株)	2,947,000	1,573	当社グループが投資株式発行者に建設・保全業務を委託しており、その取引関係を維持・強化するため
日本通運(株)	3,208,000	1,568	当社グループと投資株式発行者(グループ会社を含む)との間に物流取引関係があり、その取引関係を維持・拡大するため
ホソカワミクロン(株)	2,500,000	1,505	当社グループと投資株式発行者との粉体機器事業及びプラントエンジニアリング事業等に関する業務提携をより強固なものとするため
スルガ銀行(株)	833,910	1,481	当社グループと投資株式発行者との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
凸版印刷(株)	1,895,000	1,390	当社グループと投資株式発行者(グループ会社を含む)との間に包装資材等の仕入取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
Eurogerm S.A.	634,580	1,365	当社グループと投資株式発行者とのアジアにおける、製パン改良剤等の事業に関する業務提携をより強固なものとするため

銘柄	株式数(株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
キッコーマン(株)	660,486	1,268	当社グループが投資株式発行者のグループ会社に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため
日清紡ホールディングス(株)	1,139,800	997	当社グループが投資株式発行者のグループ会社に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	1,920,337	879	当社グループと投資株式発行者のグループ会社との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
(株)群馬銀行	1,507,620	817	当社グループと投資株式発行者との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
(株)百五銀行	1,360,013	541	同上
(株)博報堂DYホールディングス	734,600	540	当社グループの投資株式発行者のグループ会社を通じた広告宣伝活動を効果的に行うため
(株)電通	130,400	501	当社グループの投資株式発行者(グループ会社を含む)を通じた広告宣伝活動を効果的に行うため
キューピー(株)	341,000	495	当社グループと投資株式発行者(グループ会社を含む)との間に原材料等の仕入取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
(株)みずほフィナンシャルグループ	1,311,693	267	当社グループと投資株式発行者のグループ会社との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
(株)阿波銀行	371,865	190	当社グループと投資株式発行者との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
東京海上ホールディングス(株)	59,770	180	当社グループと投資株式発行者のグループ会社との間に保険取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
(株)オリエンタルランド	10,000	153	当社グループが投資株式発行者に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため
NKSJホールディングス(株) (注)	43,312	109	当社グループと投資株式発行者のグループ会社との間に保険取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
(株)七十七銀行	212,608	95	当社グループと投資株式発行者との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
日清オイリオグループ(株)	254,100	85	当社グループと投資株式発行者(グループ会社を含む)との間に原材料等の仕入取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため

(注) NKSJホールディングス(株)は、平成26年9月1日をもって損保ジャパン日本興亜ホールディングス(株)に商号変更しております。

(当事業年度)
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
山崎製パン(株)	11,062,343	22,827	当社グループが投資株式発行者(グループ会社を含む)に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため
日清食品ホールディングス(株)	1,264,982	7,663	当社グループが投資株式発行者のグループ会社に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため
三菱商事(株)	3,038,474	7,409	当社グループが投資株式発行者(グループ会社を含む)に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため
住友商事(株)	4,180,244	5,551	同上
(株)ニチレイ	5,439,500	3,482	当社グループが投資株式発行者のグループ会社に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	4,227,150	3,266	当社グループと投資株式発行者のグループ会社との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
(株)三井住友フィナンシャルグループ	674,394	3,213	同上
清水建設(株)	2,947,000	2,438	当社グループが投資株式発行者に建設・保全業務を委託しており、その取引関係を維持・強化するため
キッコーマン(株)	660,486	2,426	当社グループが投資株式発行者のグループ会社に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため
丸紅(株)	3,135,511	2,277	当社グループが投資株式発行者(グループ会社を含む)に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため
キョーリン製薬 ホールディングス(株)	754,000	2,190	当社グループが投資株式発行者のグループ会社に商品及び製品を販売しており、その取引関係を維持・拡大するため
日本通運(株)	3,208,000	2,159	当社グループと投資株式発行者(グループ会社を含む)との間に物流取引関係があり、その取引関係を維持・拡大するため
スルガ銀行(株)	833,910	2,106	当社グループと投資株式発行者との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
キューピー(株)	689,100	1,950	当社グループと投資株式発行者(グループ会社を含む)との間に原材料等の仕入取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
凸版印刷(株)	1,895,000	1,713	当社グループと投資株式発行者(グループ会社を含む)との間に包装資材等の仕入取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
ホソカワミクロン(株)	2,500,000	1,586	当社グループと投資株式発行者との粉体機器事業及びプラントエンジニアリング事業等に関する業務提携をより強固なものとするため
日清紡ホールディングス(株)	1,139,800	1,348	当社グループが投資株式発行者のグループ会社に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため

銘柄	株式数(株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
(株)群馬銀行	1,507,620	1,282	当社グループと投資株式発行者との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
Eurogerm S.A.	634,580	1,211	当社グループと投資株式発行者とのアジアにおける、製パン改良剤等の事業に関する業務提携をより強固なものとするため
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	1,920,337	967	当社グループと投資株式発行者のグループ会社との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
(株)博報堂DYホールディングス	734,600	967	当社グループの投資株式発行者のグループ会社を通じた広告宣伝活動を効果的に行うため
(株)百五銀行	1,360,013	789	当社グループと投資株式発行者との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
(株)電通	130,400	692	当社グループの投資株式発行者(グループ会社を含む)を通じた広告宣伝活動を効果的に行うため
(株)オリエンタルランド	10,000	360	当社グループが投資株式発行者に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため
(株)みずほフィナンシャルグループ	1,311,693	288	当社グループと投資株式発行者のグループ会社との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
東京海上ホールディングス(株)	59,770	266	当社グループと投資株式発行者のグループ会社との間に保険取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
(株)阿波銀行	371,865	262	当社グループと投資株式発行者との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
損保ジャパン日本興亜ホールディングス(株)	43,312	165	当社グループと投資株式発行者のグループ会社との間に保険取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
(株)七十七銀行	212,608	150	当社グループと投資株式発行者との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
日清オイリオグループ(株)	254,100	116	当社グループと投資株式発行者(グループ会社を含む)との間に原材料等の仕入取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため

八．保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額
該当事項はありません。

業務を執行した公認会計士

当社及び主要子会社は新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を委嘱しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、星野正司、賀谷浩志、根本知香の3氏であります。また、監査業務に係る補助者の構成（連結子会社を含む）は、公認会計士23名、その他24名であります。

取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議について、累積投票によらない旨も定款に定めております。

剰余金の配当等の決定機関

機動的な資本政策を可能とするため、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会決議に加えて取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

中間配当の決定機関

株主への機動的な利益還元を可能とするため、当社は、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項の中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

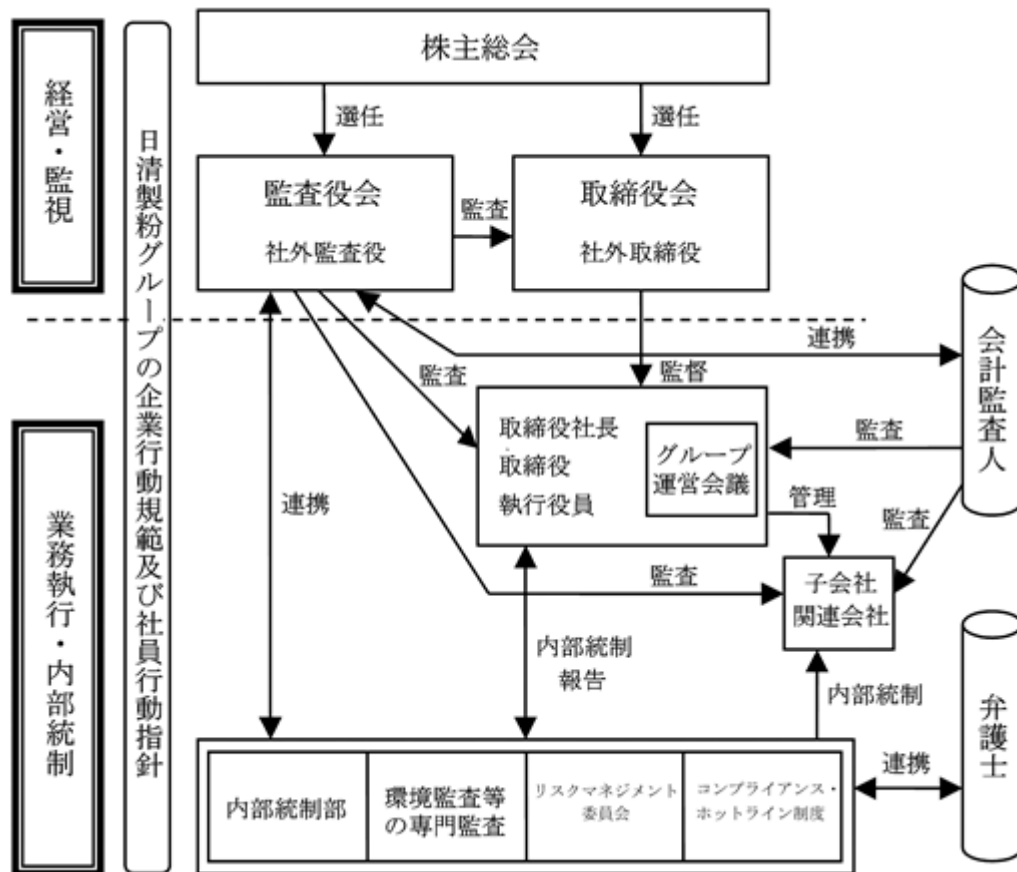
株主総会の特別決議要件

特別決議事項の審議をより確実に行うことを可能とするため、当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役の責任を合理的な範囲にとどめることにより、期待される役割を適切に遂行することができるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

当社グループの業務執行体制、経営・監視及び内部統制の仕組みは下図のとおりです。



(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	51	0	55	-
連結子会社	111	3	110	3
計	163	3	165	3

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度及び当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度及び当連結会計年度)

連結子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)として「会計に関する指導・助言業務」を委託しております。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、会社の規模、監査日数等を勘案した上で決定しております。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、また、会計基準等の変更等についても的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、各種情報を取得するとともに、当該法人や監査法人、各種団体の行う研修への参加、並びに会計専門誌の定期購読等を行っております。さらに、連結子会社等において経理責任者及び関係各部署長が個別決算内容等の連結財務諸表等の基礎となる情報が適正に作成されていることを十分に確認したことを踏まえ、各社社長がその旨を記載した宣誓書に自署押印し、当社社長へ提出する体制をとり、また、当社内においても経理責任者及び関係各部署長が同様の確認を行ったうえで宣誓書に自署押印し、当社社長へ提出する体制をとることで、連結財務諸表等の適正性の確保に努めております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	49,104	42,584
受取手形及び売掛金	67,486	74,688
有価証券	28,869	25,565
たな卸資産	注1 58,484	注1 76,268
繰延税金資産	5,597	5,274
その他	7,089	5,630
貸倒引当金	222	208
流動資産合計	216,409	229,804
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	注2,注3,注5 49,187	注2,注3,注5 54,001
機械装置及び運搬具(純額)	注2,注3,注5 35,089	注2,注3,注5 40,602
土地	注5 38,143	注5 40,497
建設仮勘定	3,830	9,552
その他(純額)	注2,注5 2,689	注2,注5 4,048
有形固定資産合計	128,939	148,702
無形固定資産		
のれん	5,008	10,355
その他	7,990	11,273
無形固定資産合計	12,998	21,629
投資その他の資産		
投資有価証券	注4,注5 105,975	注4,注5 143,288
退職給付に係る資産	487	30
繰延税金資産	3,808	3,118
その他	注4 2,553	注4 2,863
貸倒引当金	132	129
投資その他の資産合計	112,692	149,170
固定資産合計	254,630	319,503
資産合計	471,039	549,307

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	45,785	57,561
短期借入金	注5 6,607	注5 17,175
未払法人税等	4,481	3,157
未払費用	17,725	17,042
その他	15,833	17,303
流動負債合計	90,433	112,240
固定負債		
長期借入金	3,367	3,874
繰延税金負債	15,828	24,837
修繕引当金	1,574	1,473
退職給付に係る負債	19,073	21,421
長期預り金	5,658	5,589
その他	1,011	1,154
固定負債合計	46,514	58,351
負債合計	136,947	170,592
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,117	17,117
資本剰余金	9,483	9,571
利益剰余金	266,581	275,194
自己株式	3,088	2,659
株主資本合計	290,094	299,224
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	32,253	57,298
繰延ヘッジ損益	21	118
為替換算調整勘定	4,237	11,911
退職給付に係る調整累計額	1,831	1,471
その他の包括利益累計額合計	34,680	67,857
新株予約権	260	179
少数株主持分	9,057	11,454
純資産合計	334,092	378,715
負債純資産合計	471,039	549,307

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
売上高	495,930	526,144
売上原価	注1,注2 348,619	注1,注2 377,729
売上総利益	147,311	148,414
販売費及び一般管理費	注2,注3 125,036	注2,注3 127,937
営業利益	22,274	20,476
営業外収益		
受取利息	214	203
受取配当金	1,742	1,905
持分法による投資利益	839	2,104
受取賃貸料	323	328
その他	502	845
営業外収益合計	3,622	5,388
営業外費用		
支払利息	166	179
その他	150	140
営業外費用合計	317	320
経常利益	25,579	25,544
特別利益		
固定資産売却益	注4 147	注4 950
投資有価証券売却益	507	67
投資有価証券清算益	-	161
負ののれん発生益	285	-
補助金収入	200	-
その他	-	44
特別利益合計	1,140	1,223
特別損失		
固定資産除却損	注5 712	注5 548
訴訟和解金	-	注6 732
訴訟関連費用	注6 450	-
関係会社生産拠点再構築費用	183	-
その他	173	59
特別損失合計	1,518	1,340
税金等調整前当期純利益	25,201	25,427
法人税、住民税及び事業税	9,159	6,871
法人税等調整額	23	1,684
法人税等合計	9,183	8,555
少数株主損益調整前当期純利益	16,018	16,871
少数株主利益	919	835
当期純利益	15,098	16,036

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	16,018	16,871
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,341	24,990
繰延ヘッジ損益	137	96
為替換算調整勘定	5,451	8,425
退職給付に係る調整額	-	329
持分法適用会社に対する持分相当額	262	273
その他の包括利益合計	注1 7,918	注1 34,116
包括利益	23,936	50,988
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	22,401	49,213
少数株主に係る包括利益	1,535	1,774

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	17,117	9,460	256,453	3,188	279,843
当期変動額					
剰余金の配当			4,971		4,971
当期純利益			15,098		15,098
自己株式の取得				28	28
自己株式の処分		23		128	151
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	23	10,127	100	10,251
当期末残高	17,117	9,483	266,581	3,088	290,094

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	29,894	148	833	-	29,209	232	8,150	317,436
当期変動額								
剰余金の配当								4,971
当期純利益								15,098
自己株式の取得								28
自己株式の処分								151
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,358	127	5,070	1,831	5,470	27	906	6,404
当期変動額合計	2,358	127	5,070	1,831	5,470	27	906	16,655
当期末残高	32,253	21	4,237	1,831	34,680	260	9,057	334,092

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	17,117	9,483	266,581	3,088	290,094
会計方針の変更による累積的影響額			1,950		1,950
会計方針の変更を反映した当期首残高	17,117	9,483	264,630	3,088	288,144
当期変動額					
剰余金の配当			5,472		5,472
当期純利益			16,036		16,036
自己株式の取得				20	20
自己株式の処分		87		448	536
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	87	10,563	428	11,080
当期末残高	17,117	9,571	275,194	2,659	299,224

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	32,253	21	4,237	1,831	34,680	260	9,057	334,092
会計方針の変更による累積的影響額								1,950
会計方針の変更を反映した当期首残高	32,253	21	4,237	1,831	34,680	260	9,057	332,141
当期変動額								
剰余金の配当								5,472
当期純利益								16,036
自己株式の取得								20
自己株式の処分								536
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	25,045	97	7,674	359	33,177	80	2,397	35,494
当期変動額合計	25,045	97	7,674	359	33,177	80	2,397	46,574
当期末残高	57,298	118	11,911	1,471	67,857	179	11,454	378,715

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	25,201	25,427
減価償却費	13,669	14,747
のれん償却額	637	990
訴訟和解金	-	732
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	217	238
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	403	30
受取利息及び受取配当金	1,957	2,108
支払利息	166	179
持分法による投資損益(は益)	839	2,104
投資有価証券売却損益(は益)	507	67
負ののれん発生益	285	-
売上債権の増減額(は増加)	1,391	5,955
たな卸資産の増減額(は増加)	5,027	11,336
仕入債務の増減額(は減少)	11,089	10,941
その他	967	209
小計	30,220	31,385
利息及び配当金の受取額	2,372	2,271
利息の支払額	162	184
訴訟和解金の支払額	-	732
法人税等の支払額	7,372	7,633
営業活動によるキャッシュ・フロー	25,058	25,107
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	4,739	21,342
定期預金の払戻による収入	22,496	14,533
有価証券の取得による支出	20,640	4,382
有価証券の売却による収入	20,638	8,400
有形及び無形固定資産の取得による支出	18,636	19,009
有形及び無形固定資産の売却による収入	61	1,314
投資有価証券の取得による支出	1,945	1,147
投資有価証券の売却による収入	708	147
関係会社株式の取得による支出	559	62
事業譲受による支出	注2 190	注2 22,187
その他	1,009	99
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,797	43,636
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	1,361	10,179
短期借入金の返済による支出	1,307	2,184
長期借入れによる収入	309	950
長期借入金の返済による支出	6	2
自己株式の売却による収入	151	536
自己株式の取得による支出	28	20
配当金の支払額	4,971	5,472
その他	582	345
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,072	4,331
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,247	1,409
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	19,435	12,788
現金及び現金同等物の期首残高	53,249	72,685
現金及び現金同等物の期末残高	注1 72,685	注1 59,897

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社47社

- ・主要会社名：日清製粉(株)、Miller Milling Company,LLC、Champion Flour Milling Ltd.、日清フーズ(株)、日清製粉プレミックス(株)、マ・マーマカロニ(株)、イニシオフーズ(株)、オリエンタル酵母工業(株)、日清ファルマ(株)、日清ペットフード(株)、日清エンジニアリング(株)、(株)NBCメッシュテック
- ・子会社のうち(株)日清経営技術センター他は連結の範囲に含まれておりません。これらの非連結子会社は総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりません。

(2) 連結の範囲の異動状況

- ・当連結会計年度から、Nisshin Seifun Turkey Makarna Ve Gida Sanayi Ve Ticaret A.S.は新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社10社(非連結子会社1社、関連会社9社)

- ・主要会社名：日清丸紅飼料(株)、トオカツフーズ(株)、日本ロジテム(株)
- ・持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がありません。

(2) 持分法の適用範囲の異動状況

- ・当連結会計年度において、清算終了により関連会社1社を持分法適用会社から除外しております。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

決算日が連結決算日と異なる連結子会社は次のとおりであります。いずれの会社も連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用しております。但し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

会社名	決算日
Rogers Foods Ltd.	1月31日
Thai Nisshin Seifun Co.,Ltd.他19社	12月31日

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的債券.....償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの.....期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの.....移動平均法による原価法

デリバティブ.....時価法

たな卸資産

製品.....小麦粉、ふすまについては主として売価還元法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)、その他の製品については主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

原料.....主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は主として定率法によっております。

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

在外連結子会社は主として定額法によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、金銭債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は、主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債は、従業員及び既退職の年金受給者の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務年数（主として15年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務年数（主として15年）による定額法により按分した額を、主としてそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計は、繰延ヘッジ処理によっております。但し、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

ヘッジ手段

...デリバティブ取引（為替予約取引及び通貨オプションの買建取引）

ヘッジ対象

...外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的のみヘッジ手段を利用する方針であります。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、高い有効性があるとみなしております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、発生日以後、主に10年で均等償却を行っております。但し、少額な場合は発生年度に償却する方法によっております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、平均残存勤務期間に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が487百万円減少し、退職給付に係る負債が2,568百万円増加するとともに、利益剰余金が1,950百万円減少しております。なお、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

(企業結合に関する会計基準等)

- ・「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)
- ・「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)
- ・「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)
- ・「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成25年9月13日)
- ・「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)
- ・「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成25年9月13日)

(1) 概要

本会計基準等は、子会社株式の追加取得等において支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、取得関連費用の取扱い、当期純利益の表示及び少数株主持分から非支配株主持分への変更、暫定的な会計処理の取扱いを中心に改正されたものであります。

(2) 適用予定日

平成28年3月期の期首から適用を予定しております。なお、暫定的な会計処理の取扱いについては、平成28年3月期の期首以後実施される企業結合から適用を予定しております。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

1 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
商品及び製品	26,312百万円	27,903百万円
仕掛品	3,609	4,614
原材料及び貯蔵品	28,561	43,749

2 有形固定資産減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
	254,832百万円	258,809百万円

3 国庫補助金等の交付により取得した有形固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳額

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
有形固定資産の圧縮記帳累計額	370百万円	368百万円

4 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
投資有価証券	23,943百万円	26,170百万円
その他	157	180
(うち、共同支配企業に対する投資の金額)	(157百万円)	(180百万円)

5 担保資産

担保資産の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
建物及び構築物	1,211百万円	1,134百万円
機械装置及び運搬具	522	489
投資有価証券(注)	4,138	5,324
その他	113	124
合計	5,985	7,072

担保付債務の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
短期借入金	200百万円	100百万円

(注) 担保資産の投資有価証券は、関連会社の借入金6,600百万円(前連結会計年度は8,300百万円)を担保するため、物上保証(極度額3,000百万円)に供しているものであります。

(連結損益計算書関係)

- 1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
	399百万円	308百万円

- 2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費

	前連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
	5,769百万円	5,467百万円

- 3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
販売運賃	28,633百万円	31,015百万円
販売促進費	42,337	41,632
給料	13,920	14,307
賞与及び手当	9,958	10,107
退職給付費用	1,592	1,449

- 4 固定資産売却益

前連結会計年度(自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)及び当連結会計年度(自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
主として、土地の売却益であります。

- 5 固定資産除却損

前連結会計年度(自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)及び当連結会計年度(自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
主として、機械装置等の除却損であります。

- 6 訴訟和解金・訴訟関連費用

当連結会計年度(自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)

当社の米国子会社であるMiller Milling Company,LLC買収時の資産評価額に関連する訴訟において、和解が成立したことから、旧株主に支払った和解金等であります。なお、前期までに発生している訴訟関連費用は、本件に関する費用であります。

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	3,969百万円	34,214百万円
組替調整額	505	67
税効果調整前	3,464	34,146
税効果額	1,122	9,155
その他有価証券評価差額金	2,341	24,990
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	242	99
組替調整額	28	42
税効果調整前	214	142
税効果額	77	45
繰延ヘッジ損益	137	96
為替換算調整勘定		
当期発生額	5,451	8,425
退職給付に係る調整額		
当期発生額	-	190
組替調整額	-	391
税効果調整前	-	581
税効果額	-	251
退職給付に係る調整額	-	329
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	262	273
その他の包括利益合計	7,918	34,116

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式 普通株式	251,535	25,153	-	276,688
自己株式 普通株式	3,064	326	127	3,264

(注) 1. 平成25年10月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式の増加株式数の内訳
- 株式分割による増加 25,153千株
3. 普通株式の自己株式の増加株式数の内訳
- 株式分割による増加 301千株
- 単元未満株式の買取りによる増加 25千株
- 持分法適用会社を取得した自己株式(当社株式)の当社帰属分 0千株
4. 普通株式の自己株式の減少株式数の内訳
- 単元未満株式の売却による減少 0千株
- ストック・オプションの権利行使による減少 126千株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権			-			260
	合計			-			260

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成25年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ・普通株式の配当に関する事項
- 配当金の総額 2,485百万円
- 1株当たり配当額 10円
- 基準日 平成25年3月31日
- 効力発生日 平成25年6月27日

平成25年10月30日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

- ・普通株式の配当に関する事項
- 配当金の総額 2,485百万円
- 1株当たり配当額 10円
- 基準日 平成25年9月30日
- 効力発生日 平成25年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成26年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ・普通株式の配当に関する事項
- 配当金の総額 2,734百万円
- 配当の原資 利益剰余金
- 1株当たり配当額 10円
- 基準日 平成26年3月31日
- 効力発生日 平成26年6月27日

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数（千株）	当連結会計年度 減少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式 普通株式	276,688	27,668	-	304,357
自己株式 普通株式	3,264	320	486	3,098

（注）1. 平成26年10月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式の増加株式数の内訳
株式分割による増加 27,668千株
3. 普通株式の自己株式の増加株式数の内訳
株式分割による増加 301千株
単元未満株式の買取りによる増加 18千株
持分法適用会社が取得した自己株式(当社株式)の当社帰属分 0千株
4. 普通株式の自己株式の減少株式数の内訳
単元未満株式の売却による減少 0千株
ストック・オプションの権利行使による減少 485千株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプション としての新株予約権			-			179
	合計			-			179

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

平成26年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ・普通株式の配当に関する事項
 - 配当金の総額 2,734百万円
 - 1株当たり配当額 10円
 - 基準日 平成26年3月31日
 - 効力発生日 平成26年6月27日

平成26年10月30日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

- ・普通株式の配当に関する事項
 - 配当金の総額 2,737百万円
 - 1株当たり配当額 10円
 - 基準日 平成26年9月30日
 - 効力発生日 平成26年12月5日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ・普通株式の配当に関する事項
 - 配当金の総額 3,616百万円
 - 配当の原資 利益剰余金
 - 1株当たり配当額 12円
 - 基準日 平成27年3月31日
 - 効力発生日 平成27年6月26日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
現金及び預金	49,104百万円	42,584百万円
有価証券	28,869	25,565
計	77,974	68,150
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	325	7,157
取得日から償還日までの期間が3ヶ月を超える債券等	4,963	1,096
現金及び現金同等物期末残高	72,685	59,897

2 事業譲受により増加した資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

前連結会計年度において新たに設立したChampion Flour Milling Ltd.によるGoodman Fielder社のニュージージーランドにおける製粉事業部門の譲受に係る未払金190百万円を支出しております。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

Miller Milling Company, LLCによる米国における製粉4工場の譲受により取得した資産及び負債の内訳、当該事業の譲受価額並びに事業譲受による支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	4,427百万円
固定資産	12,827
のれん	4,932
事業譲受価額	22,187
現金及び現金同等物	-
事業譲受による支出	22,187

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、情報システム機器(工具、器具及び備品)であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借主側)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
1年内	111百万円	338百万円
1年超	142	990
合計	254	1,328

(貸主側)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
1年内	109百万円	88百万円
1年超	470	382
合計	580	470

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、今後の戦略投資等に対する待機資金及び一時的な余資については確定利回りの定期預金や有価証券にて運用を行うこととし、売買差益を獲得する目的や投機的目的のための運用は行わない方針であります。また、資金調達については短期の資金需要に関しては銀行借入により、長期の資金需要に関しては銀行借入、社債発行及び増資等を市場の状況等を勘案した上で最適な方法により調達する方針であります。

投資有価証券は、取引先企業との業務または資本提携等に関連する株式を取得及び保有することを原則としております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、売買差益を獲得する目的や投機的目的のために単独で利用することは行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金及び預金は主に定期預金で運用しており、有価証券は主として債券による運用を行っておりますが、いずれも預け入れ先または発行体の信用リスク、及び市場価格の変動リスクに晒されております。これらのリスクに関しては、当社グループ各社の内規により、運用対象資産、預け入れ先または発行体、運用期間及び預け入れ先または発行体ごとの運用上限額等を限定することでリスクを最小化するとともに、リスクの分散を図ることとしております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループ各社の内規に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や低減を図っております。

投資有価証券は、取引先企業との業務または資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、流動性リスクに晒されておりますが、そのほとんどが1年以内の支払期日であり、当社グループでは、各社が資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

デリバティブ取引においては、将来の為替変動によるリスクを回避する目的で、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金を含む特定の外貨建資産、負債を対象として為替予約取引、通貨オプション取引等を利用し、また、一部在外連結子会社において、将来の小麦相場の変動リスク等を回避する目的で、原料小麦を対象とした商品先物取引等を利用しております。これらの取引については相場変動による一般的な市場リスクを有しております。このリスクを低減するため、当社グループ各社の内規により対象となる実需取引を超えるものを禁じており、その総額に対してデリバティブ取引を行える一定割合を定めております。なお、通貨オプション取引については、内規により買建のオプションのみに限定しております。また、これらの取引については、主として為替相場変動リスクが発生する事業会社所管部署からの指示に基づき、当社経理・財務本部が取引を行っております。なお、一部の連結子会社は主として各社内で所管部署からの指示に基づき財務担当部署が取引を行っております。これらデリバティブ取引の管理に当たっては、当社経理・財務本部または各社の財務担当部署が毎月銀行等よりデリバティブ取引の残高通知書を受領し、実績との一致を確認の上、当社経理・財務本部長または各社財務担当部署担当取締役及び所管部署担当取締役に報告する等の体制を敷いております。また、当社グループのデリバティブ取引の契約先はいずれも信用度の高い金融機関等であるため相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください。）。

前連結会計年度（平成26年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金及び預金	49,104	49,104	-
(2) 受取手形及び売掛金	67,486	67,486	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	105,849	105,849	-
資産計	222,440	222,440	-
(1) 支払手形及び買掛金	45,785	45,785	-
負債計	45,785	45,785	-
デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(132)	(132)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(15)	(15)	-
デリバティブ取引計	(148)	(148)	-

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

当連結会計年度（平成27年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金及び預金	42,584	42,584	-
(2) 受取手形及び売掛金	74,688	74,688	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	137,652	137,652	-
資産計	254,925	254,925	-
(1) 支払手形及び買掛金	57,561	57,561	-
負債計	57,561	57,561	-
デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(181)	(181)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	161	161	-
デリバティブ取引計	(19)	(19)	-

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格を時価としております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

負債

(1) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額(百万円)

区分	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
非上場株式	26,314	28,431

非上場株式は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれ、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。従って、「資産(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成26年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)
現金及び預金	49,104	-
受取手形及び売掛金	67,486	-
有価証券及び投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの	28,873	-
合計	145,465	-

当連結会計年度(平成27年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)
現金及び預金	42,584	-
受取手形及び売掛金	74,688	-
有価証券及び投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの	25,576	-
合計	142,850	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成26年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	75,428	25,280	50,148
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	75,428	25,280	50,148
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	1,551	1,698	147
	(2) 債券			
	国債・地方債等	18,860	18,861	0
	社債	-	-	-
	その他	4,009	4,010	0
	(3) その他	6,000	6,000	-
	小計	30,420	30,569	148
合計		105,849	55,849	49,999

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額5,052百万円)については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれ、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（平成27年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	112,033	27,880	84,152
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	112,033	27,880	84,152
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	52	59	6
	(2) 債券			
	国債・地方債等	8,565	8,566	0
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	17,000	17,000	-
	小計	25,618	25,626	7
	合計	137,652	53,506	84,145

（注）非上場株式（連結貸借対照表計上額5,031百万円）については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれ、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	709	507	0

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	147	67	0

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1)通貨関連

前連結会計年度(平成26年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)		時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
			うち1年超		
市場取引	通貨先物取引				
	買建 カナダドル	1,082	-	40	40
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建 米ドル	192	-	3	3
	ユーロ	23	-	0	0
	買建 米ドル	913	-	20	20
	ユーロ	79	-	1	1
	日本円	1	-	0	0
合計		2,293	-	21	21

(注)時価の算定方法 当該先物相場の終値及び取引金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(平成27年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)		時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
			うち1年超		
市場取引	通貨先物取引				
	買建 カナダドル	1,064	-	79	79
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建 米ドル	250	-	5	5
	ユーロ	57	-	0	0
	買建 米ドル	894	-	8	8
	ユーロ	106	-	3	3
	日本円	2	-	0	0
合計		2,377	-	80	80

(注)時価の算定方法 当該先物相場の終値及び取引金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(2)商品関連

前連結会計年度(平成26年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)		時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
			うち1年超		
市場取引	商品先物取引				
	売建 小麦	1,499	-	88	88
	買建 小麦	2,546	-	223	223
	オプション取引				
	売建 プット				
	小麦	8	-	18	10
	コール				
	小麦	3	-	1	1
	買建 プット				
	小麦	1	-	2	0
コール					
小麦	4	-	1	2	
合計		4,064	-	111	145

(注)時価の算定方法 当該先物相場の終値等に基づき算定しております。

当連結会計年度（平成27年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)		時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
			うち1年超		
市場取引	商品先物取引				
	売建 小麦	5,154	-	242	242
	買建 小麦	6,016	-	139	139
	オプション取引				
	売建 プット 小麦	5	-	1	3
合計		11,176	-	101	98

（注）時価の算定方法 当該先物相場の終値等に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1)通貨関連

前連結会計年度（平成26年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ 対象	契約額等 (百万円)		時価 (百万円)
				うち1年超	
原則的処理方法	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	外貨建予定取引	457	-	24
	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	買掛金	3,954	314	35
	タイバーツ		1,607	-	20
	豪ドル		1,560	-	67
	ユーロ		568	-	20
	カナダドル		2	-	0
為替予約等の振当処理	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	買掛金	87	-	-
	タイバーツ		0	-	-
合計			8,240	314	15

（注）1 時価の算定方法 取引金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

- 2 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成27年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ 対象	契約額等 (百万円)		時価 (百万円)
				うち1年超	
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	外貨建予定取引	459	-	51
	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	5,114	-	164
	タイバーツ		2,031	-	100
	豪ドル		62	-	1
	ユーロ		712	-	49
為替予約等の振当処理	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	401	-	-
	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	42	-	-
	タイバーツ		1	-	-
合計			8,826	-	161

(注) 1 時価の算定方法 取引金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金及び買掛金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度(非積立型制度)及び確定拠出年金制度を採用しております。また、当社及び一部の連結子会社は、既退職の年金受給者を対象とする確定給付企業年金制度(積立型制度)を設けております。なお、一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。このほか、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
退職給付債務の期首残高	30,581百万円	29,011百万円
会計方針の変更による累積的影響額	-	3,055
会計方針の変更を反映した期首残高	30,581	32,067
勤務費用	1,152	1,271
利息費用	486	195
数理計算上の差異の発生額	155	80
退職給付の支払額	3,064	3,095
その他	11	18
退職給付債務の期末残高	29,011	30,376

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
年金資産の期首残高	12,056百万円	10,425百万円
期待運用収益	120	104
数理計算上の差異の発生額	13	109
退職給付の支払額	1,765	1,653
年金資産の期末残高	10,425	8,986

(注) 年金資産は既退職の年金受給者を対象とする確定給付企業年金制度にかかるものであります。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	9,938百万円	8,955百万円
年金資産	10,425	8,986
	487	30
非積立型制度の退職給付債務	19,073	21,421
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	18,586	21,390
退職給付に係る負債	19,073	21,421
退職給付に係る資産	487	30
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	18,586	21,390

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
勤務費用	1,152百万円	1,271百万円
利息費用	486	195
期待運用収益	120	104
数理計算上の差異の費用処理額	647	636
過去勤務費用の費用処理額	245	245
確定給付制度に係る退職給付費用	1,920	1,753

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、勤務費用に計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
過去勤務費用	- 百万円	245百万円
数理計算上の差異	-	826
合計	-	581

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
未認識過去勤務費用	2,062百万円	1,817百万円
未認識数理計算上の差異	4,662	3,835
合計	2,599	2,018

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
一般勘定	49%	49%
債券	48%	48%
現金及び預金	3%	3%
合計	100%	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
割引率	主として1.7%	主として0.9%
長期期待運用収益率	主として1.0%	主として1.0%

3 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度716百万円、当連結会計年度776百万円でありました。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
販売費及び一般管理費	52	42

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：百万円)

前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1	43

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 12名 当社執行役員(注)1 11名 当社連結子会社取締役 23名	当社取締役 12名 当社執行役員(注)1 12名 当社連結子会社取締役 24名	当社取締役 12名 当社執行役員(注)1 12名 当社連結子会社取締役 23名	当社取締役 12名 当社執行役員(注)1 12名 当社連結子会社取締役 24名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 275,000株 (注)2	普通株式 321,860株 (注)3	普通株式 309,760株 (注)3	普通株式 318,230株 (注)3
付与日	平成19年8月13日	平成20年8月19日	平成21年8月18日	平成22年8月18日
権利確定条件	付されておりません	同左	同左	同左
対象勤務期間	定めはありません	同左	同左	同左
権利行使期間	平成21年7月27日 ～平成26年7月26日	平成22年8月20日 ～平成27年7月30日	平成23年8月19日 ～平成28年8月1日	平成24年8月19日 ～平成29年8月1日

	平成23年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 13名 当社執行役員(注)1 10名 当社連結子会社取締役 42名	当社取締役 15名 当社執行役員(注)1 9名 当社連結子会社取締役 35名	当社取締役 14名 当社執行役員(注)1 10名 当社連結子会社取締役 35名	当社取締役 14名 当社執行役員(注)1 10名 当社連結子会社取締役 34名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 424,710株 (注)3	普通株式 388,410株 (注)3	普通株式 373,890株 (注)3	普通株式 337,700株 (注)4
付与日	平成23年8月18日	平成24年8月16日	平成25年8月20日	平成26年8月19日
権利確定条件	付されておりません	同左	同左	同左
対象勤務期間	定めはありません	同左	同左	同左
権利行使期間	平成25年8月19日 ～平成30年8月1日	平成26年8月17日 ～平成31年8月1日	平成27年8月21日 ～平成32年8月3日	平成28年8月20日 ～平成33年8月2日

(注)1 当社執行役員には当社連結子会社取締役を兼任する者が含まれております。

- 平成25年10月1日に1株を1.1株に株式分割しておりますので、株式分割後の株式数に換算して記載しております。
- 平成25年10月1日に1株を1.1株に株式分割し、平成26年10月1日に1株を1.1株に株式分割しておりますので、株式分割後の株式数に換算して記載しております。
- 平成26年10月1日に1株を1.1株に株式分割しておりますので、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成27年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成19年 ストック・ オプション (注) 1	平成20年 ストック・ オプション (注) 2	平成21年 ストック・ オプション (注) 2	平成22年 ストック・ オプション (注) 2	平成23年 ストック・ オプション (注) 2	平成24年 ストック・ オプション (注) 2	平成25年 ストック・ オプション (注) 2	平成26年 ストック・ オプション (注) 3
権利確定前 (株)								
前連結会計年度末	-	-	-	-	-	388,410	373,890	-
付与	-	-	-	-	-	-	-	337,700
失効	-	-	-	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-	388,410	-	-
未確定残	-	-	-	-	-	-	373,890	337,700
権利確定後 (株)								
前連結会計年度末	161,700	242,000	268,620	258,940	341,220	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-	388,410	-	-
権利行使	29,700	56,870	70,180	77,440	99,220	174,240	-	-
失効	132,000	70,180	62,920	41,140	-	-	-	-
未行使残	-	114,950	135,520	140,360	242,000	214,170	-	-

- (注) 1 平成25年10月1日に1株を1.1株に株式分割しておりますので、株式分割後の株式数に換算して記載しております。
- 2 平成25年10月1日に1株を1.1株に株式分割し、平成26年10月1日に1株を1.1株に株式分割しておりますので、株式分割後の株式数に換算して記載しております。
- 3 平成26年10月1日に1株を1.1株に株式分割しておりますので、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	平成19年 ストック・ オプション (注) 1	平成20年 ストック・ オプション (注) 2	平成21年 ストック・ オプション (注) 2	平成22年 ストック・ オプション (注) 2	平成23年 ストック・ オプション (注) 2	平成24年 ストック・ オプション (注) 2	平成25年 ストック・ オプション (注) 2	平成26年 ストック・ オプション (注) 3
権利行使価格(円)	1,089	1,155	936	909	848	792	1,012	1,159
行使時平均株価 (円)	1,189	1,424	1,154	1,152	1,225	1,198	-	-
付与日における公正 な評価単価(円)	93	166	192	179	140	152	101	122

- (注) 1 平成25年10月1日に1株を1.1株に株式分割しておりますので、株式分割後の価格に換算して記載しております。
- 2 平成25年10月1日に1株を1.1株に株式分割し、平成26年10月1日に1株を1.1株に株式分割しておりますので、株式分割後の価格に換算して記載しております。
- 3 平成26年10月1日に1株を1.1株に株式分割しておりますので、株式分割後の価格に換算して記載しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付に係る負債	6,436百万円	6,762百万円
賞与引当金	1,580	1,418
未払販売奨励金	1,590	1,285
投資有価証券等	1,323	1,254
固定資産未実現損益	982	1,057
固定資産減損損失	1,335	656
繰越欠損金	1,195	643
無形固定資産	235	526
修繕引当金	558	476
たな卸資産	482	416
減価償却費	288	293
たな卸資産未実現損益	239	274
未払事業税	365	259
その他	1,788	2,031
繰延税金資産小計	18,405	17,356
繰延税金負債との相殺	6,468	6,428
繰延税金資産の純額	11,936	10,928
評価性引当額	2,531	2,535
繰延税金資産合計	9,405	8,392
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	17,642	26,792
固定資産圧縮積立金	2,202	1,937
退職給付信託返還有価証券	1,118	1,014
その他	1,339	1,524
繰延税金負債小計	22,303	31,269
繰延税金資産との相殺	6,468	6,428
繰延税金負債の純額	15,834	24,841

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、繰延税金資産の「その他」に含めておりました「無形固定資産」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の繰延税金資産の「その他」に表示しておりました2,024百万円は、「無形固定資産」235百万円、「その他」1,788百万円として組み替えております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度(平成26年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（平成27年3月31日）

法定実効税率	35.5%
（調整）	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.6
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4
法人税税額控除	1.7
税率変更による影響	2.7
持分法による投資利益	2.9
その他	0.2
<hr/>	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.6%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.5%から平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.2%となります。

この税率の変更により、当連結会計年度末の繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が2,038百万円減少し、当連結会計年度に費用計上された法人税等調整額が695百万円増加しております。

(企業結合等関係)

当連結会計年度(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

(取得による企業結合)

1. 企業結合の概要

当社の子会社であるMiller Milling Company, LLCは、平成26年4月24日付で、Cargill, Inc.、Horizon Milling, LLC及びConAgra Foods Food Ingredients Company, Inc.から、米国の4製粉工場(Los Angeles工場、Oakland工場、Saginaw工場、New Prague工場)及び資産譲渡日の棚卸資産を取得する資産譲渡契約を締結し、平成26年5月25日に取得しました。

Los Angeles工場はCargill, Inc.及びHorizon Milling, LLCから取得しました。それ以外の3工場はConAgra Foods Food Ingredients Company, Inc.から取得しました。

(1) 企業結合を行った主な理由

平成24年3月にMiller Milling Company, LLCを買収して進出した先進国最大の製粉市場である米国において、当社グループの製粉事業の強みである開発力・技術力、安定した品質の小麦粉供給力等を生かしてさらなる業容拡大を図るため。

また、本取得により、Miller Milling Company, LLCの原料購入数量が大幅に増加し、取り扱う原料小麦の種類・品種、生産地域等が多様化することで、これまで以上に幅広く原料情報の入手やノウハウの習得等が可能となり、グローバルな市場で製粉事業の展開を目指している当社グループにとって、非常に有意義であるため。

(2) 企業結合日

平成26年5月25日

2. 連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

平成26年5月25日から平成26年12月31日まで

3. 取得した事業の取得原価及びその内訳

取得の対価	21,645百万円
取得に直接要した費用	541
取得原価	22,187

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

4,932百万円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力の合理的な見積りにより発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間で均等償却

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	4,427百万円
固定資産	12,827
資産合計	17,254

(注) 資産の額には、上記4.(1)「のれん」は含めておりません。

6. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高 130億円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定して算定された売上高と当社の連結損益計算書における売上高との差額を影響の概算額としております。また、損益に与える影響は軽微なため記載を省略しております。なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメント及びその他の事業は、分離された財務情報が入手可能であり、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものとあります。

当社グループでは、持株会社である当社が、製品・サービス別に区分した「製粉」「食品」、及びその他の事業ごとに、グループ戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

したがって、当社グループでは、「製粉」「食品」の2つを報告セグメントとしております。各報告セグメントの主要製品は、以下のとおりであります。

製粉.....小麦粉、ふすま

食品.....プレミックス、家庭用小麦粉、パスタ、パスタソース、冷凍食品、チルド食品、

製菓・製パン用資材、生化学製品、ライフサイエンス事業、健康食品

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。事業セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結財務諸表 計上額(注3)
	製粉	食品	計				
売上高							
外部顧客への売上高	207,752	243,007	450,759	45,171	495,930	-	495,930
セグメント間の内部 売上高又は振替高	20,046	488	20,535	4,987	25,522	25,522	-
計	227,798	243,496	471,294	50,158	521,453	25,522	495,930
セグメント利益	9,381	10,054	19,435	2,828	22,264	9	22,274
セグメント資産	167,931	149,387	317,319	61,134	378,454	92,585	471,039
その他の項目							
減価償却費	6,478	5,956	12,435	1,530	13,965	296	13,669
持分法適用会社への 投資額	2,144	7,014	9,159	14,584	23,744	-	23,744
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	11,742	6,143	17,885	796	18,682	391	18,290

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ペットフード、エンジニアリング、メッシュクロス、荷役・保管事業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去等であります。

セグメント資産の調整額は、全社資産(102,462百万円)等であり、主に余資運用資金(現金及び預金、有価証券)及び投資有価証券であります。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結財務諸表 計上額(注3)
	製粉	食品	計				
売上高							
外部顧客への売上高	237,327	244,941	482,269	43,874	526,144	-	526,144
セグメント間の内部 売上高又は振替高	20,277	471	20,749	8,594	29,343	29,343	-
計	257,605	245,413	503,018	52,469	555,487	29,343	526,144
セグメント利益	7,611	9,728	17,340	3,540	20,880	403	20,476
セグメント資産	208,559	161,982	370,542	68,172	438,715	110,592	549,307
その他の項目							
減価償却費	7,999	5,663	13,663	1,346	15,010	262	14,747
持分法適用会社への 投資額	2,451	8,199	10,651	15,349	26,001	-	26,001
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	10,690	7,288	17,978	2,418	20,397	501	19,895

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ペットフード、エンジニアリング、メッシュクロス、荷役・保管事業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去等であります。

セグメント資産の調整額は、全社資産（120,520百万円）等であり、主に余資運用資金（現金及び預金、有価証券）及び投資有価証券であります。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	その他の地域	合計
437,385	58,545	495,930

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎として、分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米国	その他の地域	合計
113,025	7,265	8,648	128,939

2. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
三菱商事(株)	63,256	製粉・食品・その他

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	その他の地域	合計
441,378	84,765	526,144

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎として、分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米国	その他の地域	合計
116,467	20,752	11,483	148,702

(注) 当連結会計年度において、「米国」における有形固定資産が連結貸借対照表の有形固定資産の10%を超えたため、開示いたします。なお、前連結会計年度につきましては、「米国」における有形固定資産は連結貸借対照表の有形固定資産の10%を超えておりませんが、比較情報として開示しております。

2. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
三菱商事(株)	64,907	製粉・食品・その他

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

(単位：百万円)

	製粉	その他	合計
当期償却額	613	24	637
当期末残高	4,959	48	5,008

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(単位：百万円)

	製粉	その他	合計
当期償却額	965	24	990
当期末残高	10,331	24	10,355

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	トオカツフーズ㈱	神奈川県 横浜市港北区	100	弁当・惣菜等調理 済食品の製造・販売	(所有) 直接49.0	役員の兼任・ 出向	担保の差入 (注)1	8,300	-	-

(注)1 トオカツフーズ㈱の金融機関からの借入債務を担保するため、当社が保有する同社株式を物上保証に供しております。
なお、当連結会計年度より3,000百万円を極度額としております。取引金額には、担保に係る債務の期末残高を記載しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

記載すべき事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	トオカツフーズ㈱	神奈川県 横浜市港北区	100	弁当・惣菜等調理 済食品の製造・販売	(所有) 直接49.0	役員の兼任・ 出向	担保の差入 (注)1	6,600	-	-

(注)1 トオカツフーズ㈱の金融機関からの借入債務を担保するため、当社が保有する同社株式を物上保証(極度額3,000百万円)に供しております。なお、取引金額には、担保に係る債務の期末残高を記載しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

記載すべき事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	1,079円82銭	1,218円49銭
1株当たり当期純利益	50円21銭	53円28銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	50円19銭	53円22銭

(注) 1 平成25年10月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。また、平成26年10月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。これに伴い、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	334,092	378,715
普通株式に係る純資産額(百万円)	324,775	367,081
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	260	179
少数株主持分	9,057	11,454
普通株式の発行済株式数(株)	304,357,891	304,357,891
普通株式の自己株式数(株)	3,590,768	3,098,077
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	300,767,123	301,259,814

3 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
連結損益計算書上の当期純利益(百万円)	15,098	16,036
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	15,098	16,036
普通株式の期中平均株式数(株)	300,700,805	300,996,604
当期純利益調整額(百万円)	-	-
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた 普通株式増加数の主要な内訳(株)		
新株予約権	139,093	302,093
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当 期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権 株主総会の決議日 平成19年6月27日 (新株予約権42個) (新株予約権105個) 株主総会の決議日 平成20年6月26日 (新株予約権56個) (新株予約権148個) 株主総会の決議日 平成25年6月26日 (新株予約権96個) (新株予約権213個) ・持分法適用関連会社の 発行する優先株式 トオカツフーズ㈱ B種優先株式 (発行済株式数54,275株) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権 株主総会の決議日 平成20年6月26日 (新株予約権17個) (新株予約権60個) 株主総会の決議日 平成26年6月26日 (新株予約権96個) (新株予約権211個) ・持分法適用関連会社の 発行する優先株式 トオカツフーズ㈱ B種優先株式 (発行済株式数54,275株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	5,809	16,268	0.7178	
1年以内に返済予定の長期借入金	797	906	1.5204	
1年以内に返済予定のリース債務	242	311		
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	3,367	3,874	1.3595	平成28年～平成39年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	312	671		平成28年～平成34年
その他有利子負債				
合計	10,529	22,033		

(注) 1 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	1,221	1,211	910	527
リース債務	246	217	157	47

- 2 平均利率は、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しております。なお、リース債務につきましては、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上しているため、平均利率の記載を行っておりません。
- 3 当社グループ(当社及び連結子会社)は、運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。

コミットメントライン契約の総額	29,968百万円	
当連結会計年度末借入実行残高	13,133百万円	
当連結会計年度契約手数料	16百万円	(なお、当該金額は営業外費用「その他」等に含めて表示しております。)

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	120,975	246,946	387,500	526,144
税金等調整前四半期(当期) 純利益(百万円)	4,870	11,023	20,022	25,427
四半期(当期)純利益(百万 円)	3,231	7,172	13,098	16,036
1株当たり四半期(当期)純 利益(円)	10.74	23.84	43.52	53.28

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	10.74	13.09	19.68	9.76

(注) 平成26年10月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。これに伴い、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,683	12,314
売掛金	注2 218	注2 248
有価証券	24,007	18,999
前払費用	107	161
繰延税金資産	437	426
未収還付法人税等	2,147	1,105
その他	注2 1,177	注2 579
流動資産合計	40,779	33,835
固定資産		
有形固定資産		
建物	7,293	6,939
構築物	691	621
機械及び装置	526	491
車両運搬具	10	6
工具、器具及び備品	404	338
土地	15,580	15,254
リース資産	113	695
建設仮勘定	249	148
有形固定資産合計	24,870	24,497
無形固定資産		
借地権	395	395
ソフトウェア	115	91
リース資産	9	165
その他	61	61
無形固定資産合計	580	713
投資その他の資産		
投資有価証券	58,191	82,702
関係会社株式	注1 125,258	注1 128,961
出資金	317	317
関係会社出資金	666	666
関係会社長期貸付金	注2 33,609	注2 38,973
前払年金費用	209	-
その他	386	386
貸倒引当金	24	24
投資その他の資産合計	218,613	251,982
固定資産合計	244,064	277,192
資産合計	284,844	311,028

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	57	171
未払金	注2 347	注2 393
未払費用	注2 1,676	注2 1,522
預り金	注2 4,136	注2 4,605
役員賞与引当金	58	58
その他	180	42
流動負債合計	6,456	6,793
固定負債		
リース債務	65	471
繰延税金負債	13,730	20,170
退職給付引当金	3,765	3,986
その他	70	66
固定負債合計	17,632	24,694
負債合計	24,089	31,487
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,117	17,117
資本剰余金		
資本準備金	9,500	9,500
その他資本剰余金	37	124
資本剰余金合計	9,537	9,624
利益剰余金		
利益準備金	4,379	4,379
その他利益剰余金		
配当引当積立金	2,000	2,000
固定資産圧縮積立金	2,076	2,180
別途積立金	163,770	170,770
繰越利益剰余金	40,292	34,162
利益剰余金合計	212,518	213,492
自己株式	3,080	2,651
株主資本合計	236,093	237,583
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	24,401	41,775
繰延ヘッジ損益	0	2
評価・換算差額等合計	24,401	41,777
新株予約権	260	179
純資産合計	260,754	279,540
負債純資産合計	284,844	311,028

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業収益	注1 20,597	注1 16,744
営業費用	注1,注2 12,223	注1,注2 12,103
営業利益	8,374	4,641
営業外収益		
受取利息	注1 442	注1 497
受取配当金	1,223	1,369
その他	52	注1 55
営業外収益合計	1,718	1,921
営業外費用		
支払利息	注1 8	注1 9
その他	16	17
営業外費用合計	25	26
経常利益	10,067	6,536
特別利益		
固定資産売却益	85	948
投資有価証券売却益	502	-
関係会社株式売却益	-	44
特別利益合計	587	992
特別損失		
固定資産除却損	19	64
関係会社出資金評価損	38	-
その他	26	3
特別損失合計	84	67
税引前当期純利益	10,570	7,461
法人税、住民税及び事業税	82	131
法人税等調整額	212	518
法人税等合計	295	649
当期純利益	10,274	6,811

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						配当引当積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金
当期首残高	17,117	9,500	13	9,513	4,379	2,000	2,110	147,770
当期変動額								
固定資産圧縮積立金の積立								
固定資産圧縮積立金の取崩							35	
税率変更による積立金の調整額							1	
別途積立金の積立								16,000
剰余金の配当								
当期純利益								
自己株式の取得								
自己株式の処分			23	23				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	23	23	-	-	33	16,000
当期末残高	17,117	9,500	37	9,537	4,379	2,000	2,076	163,770

	株主資本				評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計							
	繰越利益剰余金								
当期首残高	50,955	207,215	3,180	230,666	23,196	-	23,196	232	254,095
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の積立		-		-					-
固定資産圧縮積立金の取崩	35	-		-					-
税率変更による積立金の調整額	1	-		-					-
別途積立金の積立	16,000	-		-					-
剰余金の配当	4,971	4,971		4,971					4,971
当期純利益	10,274	10,274		10,274					10,274
自己株式の取得			28	28					28
自己株式の処分			128	151					151
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					1,205	0	1,204	27	1,232
当期変動額合計	10,662	5,303	100	5,427	1,205	0	1,204	27	6,659
当期末残高	40,292	212,518	3,080	236,093	24,401	0	24,401	260	260,754

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						配当引当積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金
当期首残高	17,117	9,500	37	9,537	4,379	2,000	2,076	163,770
会計方針の変更による累積的影響額								
会計方針の変更を反映した当期首残高	17,117	9,500	37	9,537	4,379	2,000	2,076	163,770
当期変動額								
固定資産圧縮積立金の積立							72	
固定資産圧縮積立金の取崩							74	
税率変更による積立金の調整額							105	
別途積立金の積立								7,000
剰余金の配当								
当期純利益								
自己株式の取得								
自己株式の処分			87	87				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	87	87	-	-	104	7,000
当期末残高	17,117	9,500	124	9,624	4,379	2,000	2,180	170,770

	株主資本				評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計							
	繰越利益剰余金								
当期首残高	40,292	212,518	3,080	236,093	24,401	0	24,401	260	260,754
会計方針の変更による累積的影響額	365	365		365					365
会計方針の変更を反映した当期首残高	39,927	212,153	3,080	235,727	24,401	0	24,401	260	260,389
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の積立	72	-		-					-
固定資産圧縮積立金の取崩	74	-		-					-
税率変更による積立金の調整額	105	-		-					-
別途積立金の積立	7,000	-		-					-
剰余金の配当	5,472	5,472		5,472					5,472
当期純利益	6,811	6,811		6,811					6,811
自己株式の取得			20	20					20
自己株式の処分			448	536					536
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					17,373	2	17,376	80	17,295
当期変動額合計	5,764	1,339	428	1,855	17,373	2	17,376	80	19,151
当期末残高	34,162	213,492	2,651	237,583	41,775	2	41,777	179	279,540

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的債券...償却原価法

(2) 子会社株式及び関連会社株式...移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

時価のあるもの

...期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

...移動平均法による原価法

2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法...時価法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く).....定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く).....定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

金銭債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員及び既退職の年金受給者の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務年数(15年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務年数(15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

5 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計は、繰延ヘッジ処理によっております。但し、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

(2) ヘッジ手段

...デリバティブ取引(為替予約取引及び通貨オプションの買建取引)

ヘッジ対象

...外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

(3) ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的でのみヘッジ手段を利用する方針であります。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、高い有効性があるとみなしております。

6 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

7 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、平均残存勤務期間に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が205百万円減少し、退職給付引当金が361百万円増加するとともに、利益剰余金が365百万円減少しております。なお、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表関係)

1 担保に供している資産

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
関係会社株式(注)	3,897百万円	3,897百万円
(注) 関連会社の借入金6,600百万円(前事業年度は8,300百万円)を担保するため、物上保証(極度額3,000百万円)に供しております。		

2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
短期金銭債権	1,082百万円	547百万円
長期金銭債権	33,609	38,973
短期金銭債務	3,859	4,406

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	20,431百万円	16,580百万円
営業費用	804	828
営業取引以外の取引高	513	628

2 営業費用のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

なお、営業費用はすべて一般管理費であります。

	前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
給料	1,837百万円	1,725百万円
賞与及び手当	1,444	1,390
退職給付費用	347	219
調査研究費	2,185	2,151
広告宣伝費	1,419	1,662
減価償却費	795	723
その他	4,193	4,229

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成26年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	200	209	8
合計	200	209	8

当事業年度(平成27年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	200	212	11
合計	200	212	11

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
子会社株式	112,611	116,317
関連会社株式	12,446	12,442

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれ、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。従って、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,262百万円	1,292百万円
投資有価証券等	956	850
賞与引当金	197	165
繰越欠損金	507	43
その他	260	235
繰延税金資産小計	3,184	2,587
繰延税金負債との相殺	1,795	1,277
繰延税金資産の純額	1,389	1,309
評価性引当額	951	883
繰延税金資産合計	437	426
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	13,263	19,396
固定資産圧縮積立金	1,142	1,036
退職給付信託返還有価証券	1,118	1,014
繰延税金負債小計	15,525	21,447
繰延税金資産との相殺	1,795	1,277
繰延税金負債の純額	13,730	20,170

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率	37.9%	35.5%
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	39.5	27.2
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7	0.6
評価性引当額	3.1	0.3
税率変更による影響	0.3	0.6
その他	0.3	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.8	8.7

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.5%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.2%となります。

この税率の変更により、当事業年度末の繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)が2,033百万円減少し、当事業年度に費用計上された法人税等調整額が45百万円減少しております。

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区 分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固 定資産	建物	7,293	46	7	392	6,939	12,637
	構築物	691	3	0	72	621	1,159
	機械及び装置	526	154	68	120	491	1,433
	車両運搬具	10	-	-	3	6	10
	工具、器具及び備品	404	126	2	189	338	2,903
	土地	15,580	112	438	-	15,254	-
	リース資産	113	728	-	146	695	314
	建設仮勘定	249	382	483	-	148	-
	計	24,870	1,554	1,000	926	24,497	18,459
無形固 定資産	借地権	395	-	-	-	395	-
	ソフトウェア	115	39	1	61	91	-
	リース資産	9	175	-	19	165	-
	その他	61	0	-	0	61	-
	計	580	215	1	81	713	-

(注) 基礎研究所、Q E センター及び生産技術研究所にかかる減価償却費284百万円は調査研究費に含めて掲記しております。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	24	-	-	24
役員賞与引当金	58	58	58	58

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで										
定時株主総会	6月中										
基準日	3月31日										
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日										
1単元の株式数	100株										
単元未満株式の買取り・買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・買増手数料	<p>(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社</p> <p>-</p> <p>以下の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買取った単元未満株数又は買増請求株式数で按分した額</p> <table> <tr> <td>100万円以下の金額につき</td> <td>1.150%</td> </tr> <tr> <td>100万円を超え500万円以下の金額につき</td> <td>0.900%</td> </tr> <tr> <td>500万円を超え1,000万円以下の金額につき</td> <td>0.700%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき</td> <td>0.575%</td> </tr> <tr> <td>3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき</td> <td>0.375%</td> </tr> </table> <p>(円未満の端数を生じた場合には切り捨てる。) 但し、1単元当たりの算定価格が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。</p>	100万円以下の金額につき	1.150%	100万円を超え500万円以下の金額につき	0.900%	500万円を超え1,000万円以下の金額につき	0.700%	1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき	0.575%	3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき	0.375%
100万円以下の金額につき	1.150%										
100万円を超え500万円以下の金額につき	0.900%										
500万円を超え1,000万円以下の金額につき	0.700%										
1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき	0.575%										
3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき	0.375%										
公告掲載方法	<p>当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>なお、電子公告は当社のホームページに掲載いたします。ホームページのアドレスは次のとおりです。 http://www.nisshin.com</p>										
株主に対する特典	毎年3月31日現在の株主名簿に記載された500株以上保有の株主に対し、当社グループ会社の製品を贈呈										

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式を売り渡すこと(買増し)を請求する権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類 並びに確認書	事業年度 (第170期)	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	平成26年6月26日 関東財務局長に提出。
(2) 内部統制報告書 及びその添付書類			平成26年6月26日 関東財務局長に提出。
(3) 四半期報告書 及び確認書	(第171期第1四半期)	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	平成26年8月13日 関東財務局長に提出。
	(第171期第2四半期)	自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日	平成26年11月13日 関東財務局長に提出。
	(第171期第3四半期)	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日	平成27年2月12日 関東財務局長に提出。
(4) 発行登録書(株券、社 債券等)及びその添付 書類			平成26年6月27日 関東財務局長に提出。
(5) 訂正発行登録書			平成26年7月29日 平成26年8月13日 平成26年8月19日 平成26年10月1日 平成26年11月13日 平成27年2月12日 関東財務局長に提出。
(6) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項 第9号の2(株主総会における議決権行使の結果) の規定に基づく臨時報告書		平成26年6月27日 関東財務局長に提出。
(7) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項 第2号の2(当社取締役に対する新株予約権の発行) の規定に基づく臨時報告書		平成26年7月29日 関東財務局長に提出。
(8) 臨時報告書の 訂正報告書	上記(7)平成26年7月29日提出の臨時報告書(当 社取締役に対する新株予約権の発行)に係る訂正 報告書		平成26年8月19日 関東財務局長に提出。
(9) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項 第2号の2(当社執行役員及び連結子会社の取締 役の一部の者に対する新株予約権の発行)の規定 に基づく臨時報告書		平成26年7月29日 関東財務局長に提出。
(10) 臨時報告書の 訂正報告書	上記(9)平成26年7月29日提出の臨時報告書(当 社執行役員及び連結子会社の取締役の一部の者 に対する新株予約権の発行)に係る訂正報告書		平成26年8月19日 関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年6月25日

株式会社 日清製粉グループ本社

取締役社長 大 枝 宏 之 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 星 野 正 司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 賀 谷 浩 志

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 根 本 知 香

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日清製粉グループ本社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日清製粉グループ本社及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社日清製粉グループ本社の平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社日清製粉グループ本社が平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月25日

株式会社 日清製粉グループ本社
取締役社長 大 枝 宏 之 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 星 野 正 司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 賀 谷 浩 志

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 根 本 知 香

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日清製粉グループ本社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第171期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日清製粉グループ本社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。